

官報

号外

昭和二十二年十二月二日

○第二回参議院會議錄第六十号

昭和二十二年十二月一日(月曜日)午前
十時四十一分開議

議事日程 第五十九号

昭和二十二年十二月一日

午前十時開議

- 第一 訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第二 家事審判法施行法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第三 企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第四 地方財政委員会法案(内閣提出、衆議院送付) (委員長報告)
- 第五 北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に関する請願 (委員長報告)
- 第六 仙臺高等裁判所郡山支部設置に関する請願 (委員長報告)
- 第七 岐阜縣關町に簡易裁判所並びに区檢察廳設置に関する請願 (委員長報告)

- 第八 石綿輸入促進に関する請願 (委員長報告)
- 第九 東北証券取引所設置に関する請願 (委員長報告)
- 第十 中小商工業の振興に関する請願 (委員長報告)
- 第十一 青少年保護事業團體救済に関する陳情 (委員長報告)
- 第十二 中小商工業の再建に関する陳情 (委員長報告)
- 第十三 マツタ産業公團制の実施反対に関する陳情 (委員長報告)
- 第十四 商工協同組合法の改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第十五 纖維資材配給統制規則改正に関する陳情 (委員長報告)
- 第十六 板ガラスの配給機構及び取扱に関する陳情 (委員長報告)

- 去月二十七日委員長から左の報告書を提出した。
- 司法委員会陳情審査報告書第二号
 - 司法委員会陳情特別報告第一号
 - 厚生委員会陳情審査報告書第三号
 - 厚生委員会陳情特別報告第三号
 - 厚生委員会陳情特別報告第三号
 - 去月二十八日委員長から左の報告書を提出した。
 - 昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)可決報告書
 - 昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)可決報告書
 - 昭和二十二年特別會計予算補正(特第三号)可決報告書
 - 厚生委員会陳情審査報告書第四号
 - 厚生委員会陳情特別報告第四号
 - 厚生委員会陳情審査報告書第四号
 - 厚生委員会陳情特別報告第四号
 - 労働委員会陳情審査報告書第一号
 - 労働委員会陳情特別報告第一号
 - 労働委員会陳情特別報告第一号

- 労働委員会陳情審査報告書第二号
- 労働委員会陳情特別報告第二号
- 労働委員会陳情審査報告書第一号
- 労働委員会陳情特別報告第一号
- 労働委員会陳情審査報告書第二号
- 労働委員会陳情特別報告第二号
- 去月二十九日本院は、衆議院送付の左の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
- 昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)
 - 昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)
 - 昭和二十二年特別會計予算補正(特第三号)
- 同日議院において採択することを議決した左の請願及び陳情は各、意見書を附し、即日これを内閣に送付した。
- 今冬の電力危機突破に関する請願
- 電氣事業の優先取扱に関する請願
- 電力需給調整に関する陳情
- 同日左の質問主意書を内閣に轉送した。
- 農機具生産用並に小農具生産及補修用諸資材等の所要数量確保に関する質問主意書(須谷榮一君提出)
- 少年盲人教育等に関する質問主意書(小川友三君提出)

- 同日衆議院議長から、國會において議決した左の予算を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
- 昭和二十二年一般會計予算補正(第七号)
 - 昭和二十二年一般會計予算補正(第八号)
 - 昭和二十二年特別會計予算補正(特第三号)
- 去月二十一日内閣總理大臣に左の者を政府委員に任命することを承認した旨回答した。
- 司法事務官(大臣官房臨時企畫部長) 岡咲忍一君
- 去月二十九日内閣總理大臣から左の者を第一回國會政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
- 司法事務官 岡咲忍一君
- 同日議員から左の議案を提出した。
- 青年補導法案(鬼丸義賢君発議)
- 去月二十六日治安及び地方制度委員会に予備審査のため付託した都会地轉入抑制緊急措置令を改正する法律案は、同二十九日これを變更して國土計画委員会に付託した。
- 去月二十九日委員長から左の報告書を提出した。

企業再建整備法等の一部を改正する
法律案可決報告書

文教委員會請願審查報告書第五号

文教委員會請願特別報告第五號

文藝委員會陳情報告第二号

五、委員會附刊特別報告第二號

地之賤而登其治笑可泣華台管

訴訟費用等臨時費等法の一部を改正する法律

する法律系可決報告書

文化委員會陳情審查報告書第二號

文化委員會陳情特別報告第二號

同日議長は、左の予備審査のための

送付案を委員会に付託した。

最高法務廳設置に伴う法令の整理

改正の法律案
改正委員会に付託

表片所注の一音を改正する法律案

江漢委金台

二月二十一日開會

1888年11月1日

日て我輩を以ての、蘇子とて二つ三つ

愛知大学

一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百。

全國選舉管理委員會

100

二二六 名譽
勳章(公吐國勳章)

日課第一、辦公費用等

1

Age Group	Percentage of Respondents
18-29	85%
30-49	80%
50-69	75%
70+	70%

措置法の二部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）、日程第二、家事審判法施行法案（内閣提出、衆議院送付）以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

審査報告書

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十九日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

大野木秀次郎 阿竹齋次郎
鬼丸 義齋 齋・武雄
岡部 常 大野 幸一
鈴木 安孝 水久保甚作
松井 道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

民事、刑事の訴訟費用、執行吏の手数料等の額は、いづれも昭和十九年訴訟費用等臨時措置法で定められ、更に昭和二十一年九月増額されて、今日に及んでいるが、その間における経済情勢の変化は著しいものがあり、現在では甚だ実状に副わぬものとなつて、このままでは、訴訟関係人執行吏の不利、不便はもとより、延いて訴訟制度の運用上重大な支障を來す虞がある。そこでこれらの訴訟費用、手数料等に関し、さしあたり必要な範囲の増額をなし、その調整を図ろうとするのが本法改正の趣旨で必要な措置である。

二、事件の利害得失

この改正によつて、民事刑事の訴訟費用、執行吏の手料は、略々現在の経済事情に即應する程度のもとなり、訴訟関係者の負担の均衡と執行吏の生活の維持を図ることができ、訴訟制度の運用を円滑にする利益がある。

三、費用

この法案実施のためには、特に費用を要しない。

訴訟費用等臨時措置法の二部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十七日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長 松平恒雄殿

訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案

訴訟費用等臨時措置法の一部を次のように改正する。

第一條中「執達吏」を「執行吏」に改める。

第二條中「百分ノ九百ヲ増加ス」を「同法ニ定ムル額ノ二十五倍ニ相當スル額トス」に改める。

第三條中「十五圓」を「四十圓」に、「四十五圓」を「百二十圓」に、「四十圓」を「特別區ノ存スル地、京都市、大阪市、名古屋市、神戸市及横濱市ニ於テハ二百圓以内、其ノ他ノ地ニ於テハ百五十圓」に、「三圓」を「八圓」に、「豫審判事又ハ受託判事」を「又ハ受託裁判官」に改める。

第四條第一項中「五十三錢」を「三圓」に、「四十七錢」を「一圓五十錢」に、「一圓五錢ヲ増加ス」を

[illegible]

この法律施行前に要した費用については、なお従前の例による。

審査報告書

家事審判法施行法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて報告する。

昭和二十二年十一月二十九日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

大野木秀次郎 阿竹齋大郎

鬼丸 義齋 齋 武雄

岡部 常 大野 幸一

鈴木 安孝 水久保甚作

松井 道夫

要領書

一、委員会の決定の理由

本法案は、家事審判法において、家庭事件中禁治産、失踪等その性質上調停に適しない事件は、審判事件とし、その外は、すべて調停事件とし、更に審判の対象とならない離婚、離縁等の訴訟事件についても調停前置主義をとり、家庭事件は、一應家事審判法にお

いて処理することとして規定されたから、人事調停法は、不用となり、人事訴訟手続法中禁治産、失踪等に関する部分は、これが審判事件となつたため、又推定家督相続人廢除、隠居等は、民法の改正によりなくなつたので、いずれも不用となり、訴訟事件手続法中財産管理、子の懲戒、相続の承認、拋棄、遺言の確証、執行に関する事件は、審判事件となつたため、

又離婚、隠居、廢家、家督相続人、親族会等は、民法の改正によりなくなり、以上の規定は不用となつたので、右三法律を適当に整理し、右三法律によつて現に係属する事件の今後の処置、既に右法律によつて生じた効果等についての必要な経過的規定を設けたもので、すべて適切にして必要な措置である。

二、事件の利害得失

家事審判法の施行を完全にし、その法施行の前後に亘つて係属する事件の処置、廢止された法律による効果等を明確にし、一般家庭事件関係者に対し、複雑なる法律改廢の経過規定を明瞭に認識せし

め、そのよるべきところを知らしめる利益がある。

三、費用

本法案の実施のためには特に費用を要しない。

家事審判法施行法案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十七日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿、

家事審判法施行法案

家事審判法施行法

第一章 総則

第一條 総則

この法律で、新民法附則とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律の附則をいい、旧民法とは、この法律と同日に施行される民法の一部を改正する法律による改正前の民法をいう。

を適用する。但し、従前の人事調停法、人事訴訟手続法及び非訟事件手続法の規定によつて生じた効力を妨げない。

第二章 人事調停法に関する規定

第三條 人事調停法は、これを廢止する。但し、他の法律の適用上これによるべき場合には、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第四條 この法律施行の際現に地方裁判所に係属している人事調停事件は、この法律施行の日に、その地方裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の人事調停法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用については、これを同法によつてした行爲とみなす。

この法律施行の際現に地方裁判所以外の裁判所に係属している人事調停事件については、この法律施行後も、なお、従前の人事調停法の規定による。

第五條 この法律施行前に行爲

に対する罰則の適用については、従前の人事調停法は、この法律施行後も、なお、その効力を有する。

第三章 人事訴訟手続法に関する規定

第六條 人事訴訟手続法の一部を次のように改正する。

「人事訴訟手続法」

第一章 婚姻事件及び養子縁組事件ニ關スル手續

第二章 親子關係事件、相続人廢除事件及び隠居事件ニ關スル手續

第三章 禁治産及び準禁治産ニ關スル手續

第四章 失踪ニ關スル手續

附則

第一條 第二項中「夫婦ノ同居ヲ目的トスル訴ハ夫カ」を其取消ノ訴ハ夫婦カ夫ノ氏ヲ稱スルトキハ夫、妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻カ」に、「又ハ離婚」を、離婚又ハ其取消に、同條第三項中「司法省令ヲ以テ」を「最高裁判所」に改め

第二條に次の一項を加える。

第一項及ヒ前第三項ノ規定ハ離婚ノ取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第三條第一項中「同居」を「其取消に、保佐人又ハ夫」を「又ハ保佐人に改める。

第四條 夫婦ノ一方カ禁治産者ナルトキハ後見監督人ハ禁治産者ノ爲メ離婚ニ付キ訴ヘ又ハ訴ヘラルコトヲ得

前項ノ規定ハ後見人カ禁治産者ノ配偶者ニ非サルトキハ之ヲ適用セス此場合ニ於テハ後見人ハ禁治産者ノ爲メ離婚ニ付キ訴ヘ又ハ訴ヘラルコトヲ得

第五條第二項中「受命判事」を「受命裁判官」に「受託判事」を「受託裁判官」に改める。

第七條第一項中「同居ノ訴」を「其取消ノ訴」に改め、同條第二項但書を次のように改める。

但訴ノ原因タル事實ニ因リテ生シタル損害賠償ノ請求及ヒ婚姻事件ニ附帶シテ爲ス縁組ノ取消、離婚又ハ其取消ノ請求ハ此限ニ在ラス

第九條第一項中「又ハ離婚」を「離婚又ハ其取消」に改める。

第十二條第二項中「受命判事」を「受命裁判官」に「受託判事」を「受託裁判官」に改める。

第十五條 夫婦ノ一方カ提起スル婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テハ裁判所ハ申立ニ依リ子ノ監護ヲ爲スヘキ者其他子ノ監護ニ付キ必要ナル事項ヲ定メ又ハ當事者ノ一方ヲシテ他ノ一方ニ對シ財産ノ分與ヲ爲サシムルコトヲ得

前項ノ場合ニ於テハ裁判所ハ當事者ニ對シ子ノ引渡、金錢ノ支拂、物ノ引渡其他ノ給付ヲ命スルコトヲ得

前二項ノ規定ニ依ル裁判ハ判決主文ニ掲ケテ之ヲ爲スヘシ

前項ノ規定ハ家事審判所カ子ノ監護ヲ爲スヘキ者ヲ變更シ其他子ノ監護ニ付キ相當ノ處分ヲ爲スコトヲ妨ケス

前第三項ノ規定ハ婚姻ノ取消又ハ離婚ノ訴ニ於テ裁判所カ父母ノ一方ヲ親權者ト定ムル場合ニ之ヲ準用ス

第十六條中「扶養若クハ同居ノ義務」を削る。

第十八條第一項中「又ハ離婚」を「離婚又ハ其取消」に、同條第二

項中「民法第七百六十六條」を「民法第七百三十二條」に改める。

第二十四條中「又ハ離婚」を「離婚又ハ其取消」に改める。

第二十五條 第四條ノ規定ハ離婚ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十六條中「及ヒ第五條」を「第五條乃至第十四條及ヒ第十六條」に改める。

第二章 親子關係事件、相續人廢除事件及ヒ隱居事件ニ關スル手續を第二章 親子關係事件ニ關スル手續」に改める。

第二十七條中「民法第八百二十一條」を「民法第七百七十三條」に改める。

第二十八條中「其後見人ハ親族會ノ同意ヲ得テ」を「其後見監督人ハ」に改め、同條に次の一項を加える。

第四條第二項ノ規定ハ子ノ否認ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二十九條第一項中「民法第八百二十五條」を「民法第七百七十七條」に改める。

第三十一條乃至第三十六條を削り、第三十七條を第三十一條とする。

第三十九條第三項乃至第五項を次のように改める。

第七條第一項、第八條及ヒ第九條ノ規定ハ子ノ認知ノ無効ノ訴及ヒ其取消ノ訴ニ之ヲ準用ス

第二條第三項乃至第五項ノ規定ハ第三十條第二項及ヒ第三項ノ場合ニ之ヲ準用ス

同條を第三十二條とする。

第三章 禁治産及ヒ準禁治産ニ關スル手續」「第四章 失踪ニ關スル手續」「附則」及ビ第四十條乃至第八十三條を削る。

第七條 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第八條 この法律施行の際現に裁判所に係属している夫婦の同居を目的とする訴、扶養の訴、親權又は財産管理權の喪失を目的とする訴及びその失權の取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

前項の規定による判決が確定したときは、その判決は、これを家事審判所の審判とみなす。

第九條 この法律施行前に確定した

親權又は財産管理權の喪失を宣告する判決は、その取消に關しては、これを家事審判所の審判とみなす。

第十條 この法律施行前に裁判所がした扶養又は同居の義務に關する仮処分については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第十一條 この法律施行の際現に裁判所に係属している離婚の訴で従前の人事訴訟手続法第二十五條第二項の規定によつて養子の実方の直系尊屬が提起したものについては、この法律施行後も、なお、同項の規定の適用を妨げない。

第十二條 第七條の場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係属している推定相続人の廢除又はその取消を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第十三條 同居の無効を目的とする訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。

第十四條 この法律施行の際現に裁

判所に係属している禁治産の申立事件は、この法律施行の日に、その裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の人事訴訟手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用について、これを同法によつてした行爲とみなす。

第十五條 禁治産の申立を却下する決定に対する即時抗告事件は、この法律施行の際現に裁判所に係属しているものに限り、これを家事審判所の審判に対する即時抗告事件とみなす。

前條第二項の規定は、前項の即時抗告事件にこれを準用する。

第十六條 この法律施行前にした禁治産の宣告に対する不服の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第十七條 第九條の規定は、この法律施行前にした禁治産の宣告に、第十四條の規定は、この法律施行の際現に裁判所に係属している禁治産の宣告の取消の申立事件に、

第十五條の規定は、禁治産の宣告の取消の決定に対する即時抗告事件に、前條の規定は、この法律施行前にした禁治産の宣告の取消の申立を却下する決定に対する不服の訴にこれを準用する。

第十八條 第十四條乃至前條の規定は、準禁治産の宣告、その取消その他の準禁治産に関する事件にこれを準用する。

第十九條 第九條及び第十四條乃至第十六條の規定は、失踪の宣告その他の失踪に関する事件にこれを準用する。

第二十條 この法律施行の際現に裁判所に係属している失踪の宣告の取消の訴については、この法律施行後も、なお、従前の人事訴訟手続法の規定による。この場合には、第八條第二項の規定を準用する。

第四章 非訟事件手続法に関する規定

第二十一條 非訟事件手続法の一部を次のように改正する。

目録中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に、「第六章 離婚、遺居、隠居、子ノ監護、家督相続人及ヒ親族會議ニ關スル事件」を「第七章 相続ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件」に、「第八章 遺言ノ確認及ヒ執行」に

を第六章乃至第八章 削除し、

「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第二條第三項中「司法大臣」を「最高裁判所に改める。

第四條第一項中「裁判所構成法

第十條第一號ニ掲ケタル場合ノ外」を削る。

第十七條第二項中「判事」を「裁判官」に改める。

第三十四條及び第三十五條中「區裁判所」を「地方裁判所に改める。

第二編中「第二章 財産ノ管理ニ關スル事件」を「第二章 削除」に改める。

第三十八條乃至第七十一條 削除

第七十一條ノ二中「區裁判所」を「地方裁判所に改める。

第七十一條ノ四に次の一項を加える。

「信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ハ其任務ヲ辭セントスルトキハ裁判所ニ其旨ヲ届出ツヘシ此ノ場合ニ於テハ裁判所ハ更ニ管理人ヲ選任スヘシ

第七十一條ノ五 裁判所ハ信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ヲ選任シ又ハ改任スヘキ場合ニ於テハ利害關係人ノ意見ヲ聽クコトヲ得

信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ノ選任又ハ改任ノ裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

第七十一條ノ六を第七十一條ノ七とする。

第七十一條ノ六 民法第六百四十四條、第六百四十六條、第六百四十七條及ヒ第六百五十條ノ規定ハ裁判所カ選任シタル信託管理人又ハ信託財産ノ管理人ニ之ヲ準用ス

第七十三條、第八十條第一項及び第八十一條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所に改める。

第八十二條中「第四十條、第四十條ノ二、」を「第七十一條ノ四、第七十一條ノ五第二項並ニ」に改める。

第八十四條第一項中「區裁判所」を「地方裁判所に改める。

第八十五條乃至第八十七條 削除

第二編中「第六章 離婚、隠居、廢家、子ノ監護、家督相続人及ヒ親族會議ニ關スル事件」第七章 相続ノ承認及ヒ拋棄ニ關スル事件、「第八章 遺言ノ確認及ヒ執行」及び第八章

十九條ノ二を削る。

第九十條乃至第九十六條 削除

第二編中「第九章 法人及ヒ夫婦財產契約ノ登記」を「第六章乃至第八章 削除

及ヒ夫婦財產契約ノ登記」に改める。

第九十七條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第九十八條 夫婦財產契約ノ登記ニ付テハ夫婦ト爲ルヘキ者カ夫ノ氏を稱スルトキハ夫ト爲ルヘキ者、妻ノ氏ヲ稱スルトキハ妻ト爲ルヘキ者ノ住所地方司法事務局又ハ其出張所ヲ以テ管轄登記所トス

第九十九條第二項中「ヲ許可シタル判決」を「ニ關スル審判」に改める。

第二百二十六條第五項中「區裁判所」を「地方裁判所に改める。

第二百三十五條を第二百三十四條ノ二、第二百三十五條ノ二を第二百三十四條ノ三、第二百三十五條ノ三を第二百三十五條とする。

第二百三十五條ノ四第一項中「第三十九條乃至第四十條ノ二、第四十一條第一項第三項、第四十二條、第六十二條、第六十三條」を「第七十一條ノ四、第七十一條ノ五」に、同條第二項中「第四十三條」を「第七十一條

ノ六に改め、同條を第百三十五條ノ二とする。

第百三十五條ノ三 裁判所ハ其選任

シタル管理人ノ財産ノ狀況ヲ報告シ且管理ノ計算ヲ爲スヘキ旨ヲ命スルコトヲ得此裁判ニ對シテハ不服ヲ申立ツルコトヲ得ス

利害關係人ハ前項ノ報告及ヒ計算ニ關スル書類ノ閲覧ヲ申請シ又ハ手数料ヲ納付シテ其謄本ノ交付ヲ請求スルコトヲ得

檢察官ハ前項ノ書類ヲ閲覧スルコトヲ得

第百三十五條ノ四 裁判所カ商法第

五十八條第三項ノ規定ニ依リ職權

ヲ以テ裁判ヲ爲シ又ハ申請ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ裁判前ノ手續及ヒ裁判ノ告知ノ費用ハ會社ノ負擔トス裁判所ノ命シタル處分ニ付キ必要ナル費用亦同シ

裁判所カ被告ノ申立ニ相當スル裁判ヲ爲シタル場合ニ於テハ被告ノ手續ノ費用及ヒ被告ノ負擔ニ歸シタル前審ノ費用ハ會社ノ負擔トス

第百三十五條ノ四十一第二項及び第百三十五條ノ五十三第三項中「第

四十條」を「第七十一條ノ四に、「第四十條ノ二」を「第七十一條ノ五第二項」に改める。

第百三十六條第二項中「株式會社」を「合名會社、合資會社、株式會社」に改め、同條第一項を削る。

第百三十九條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第百四十條中第三号を削り「法定代理人登記簿」を「後見人登記簿」に改め、第四号を第三号とし、以下順次繰り上げる。

第百四十五條第一項及び第百四十六條中「區裁判所」を「司法事務局」に改める。

第百五十一條ノ六第二項中「地方裁判所長」を「司法大臣」に改める。

第三編第五章中「第三節 未成年者、妻及ヒ法定代理人ノ登記」を「第三節 未成年者及ヒ後見人ノ登記」に改める。

第百六十六條第二項を次のように改める。

後見人カ同意ヲ爲シタル場合ニ於テ後見監督人ナキトキハ其旨、後見監督人アルトキハ其同意ヲ得タルコトヲ證スル書面ヲ併セテ添付スルコトヲ要ス

第百六十七條 削除

第百七十條 削除

第百七十一條 後見人カ被後見人ノ爲メニ商法第四條ノ營業ヲ爲ス場合ニ於テ登記ヲ申請スルニハ申請書ニ後見人タル資格ヲ記載スルコトヲ要ス

第百六十六條第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第百七十九條第二項第二号中「又ハ妻」を削る。

第百七十二條 新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合について

は、この法律施行後も、なお、従前の非訟事件手続法の規定による。

第百二十三條 前條の場合を除いて、

この法律施行の際現に第一審として地方裁判所に係属している非訟事件で家事審判所の管轄に属するものは、この法律施行の日に、その裁判所の所在地を管轄する家事審判所に係属したものとみなす。

前項の事件においてこの法律施行前に従前の非訟事件手続法によつてした裁判所その他の者の行爲は、家事審判法の適用について

は、これを同法によつてした行爲とみなす。

第百二十四條 第百二十二條の場合を除いて、この法律施行の際現に抗告裁判所に係属している非訟事件で家事審判所の管轄に属するものについては、この法律施行後も、

なお、従前の非訟事件手続法の規定による。

抗告裁判所は、前項の事件において原決定を取り消して差し戻す場合には、管轄家事審判所に差し戻さなければならない。この場合には、前條第二項の規定を準用する。

第一項の規定による裁判が確定したときは、その裁判は、これを家事審判所の審判とみなす。

第百二十五條 この法律施行の際現に抗告裁判所に係属している親族会の決議に代わるべき裁判に対する抗告事件については、この法律施行後も、なお、従前の非訟手続法の規定による。

第五章 雜則

第百二十六條 この法律に特別の定

ある場合を除いて、この法律施行の際現に裁判所に係属している訴訟で家事審判所の管轄に属する事件に係るものについては、この法律施行後も、なお、民事訴訟法の

規定による。

第八條第二項の規定は、前項の場合にこれを準用する。但し、新民法附則によつて旧民法を適用すべき場合については、この限りでない。

附則

この法律は、昭和二十三年一月一日から、これを施行する。

〔伊藤修君登壇、拍手〕

伊藤修君 只今上程になりました二つの法案につきまして、委員会の経過並びに結果について御報告申し上げます。先ず同法案の内容につきまして簡単に御説明申し上げます。

第一に訴訟費用等臨時措置法の一部を改正する法律案についてその内容を申し上げます。民事の訴訟費用、即ち書類や図面の書記料、謄訳料、当事者、証人、鑑定人、通事等の旅費、日当、宿泊料は民事訴訟費用法で定められておりまして、刑事の訴訟費用、即ち刑事被告事件に出頭する証人、鑑定人、通事等に支拂われるところの旅費、日当、宿泊料は刑事訴訟費用法で定められておつたのであります。又執達吏、只今は執行政吏と名を改めましたが、この手数料、即ち差押や競賣等の手数料

料、執行吏の旅費、日当、宿泊料、その他いろいろの手数料がありますが、これらは執達吏手数料規則で定められておつたのであります。いずれも制定以來二三度増額のための改正がありましたが、昭和十九年に戦時中の臨時的な措置として、右三つの法律を一つに纏めまして、訴訟費用等臨時措置法として單行法を作り、手数料の増額をして、従来の約二倍ぐらゐにいたしました次第でありました。爾來その臨時措置法を改正する方法によつて、料金の改正を図り、去る昭和二十一年九月にも相当大幅な値上げがあつたのであります。御承知のようにこの一年間の物價の騰貴は約三倍に達しており、現行の手数料等の額では全く実情に副わんものがありますので、例えば右三法律を通じて宿泊料が一泊四十円ということになつております一事でも、すべての基準がお分りになることと思ひます。官公吏等の旅費規則、國會におけるところのそれらも悉く最近におきましても改められましたので、その例にならば裁判所へ出頭する民刑の証人の旅費、日当、宿泊料、執行吏その他の手数料をも増額しようといふのがこの法律案の骨子でありますので、これに

よつて直接には訴訟關係人の不当な負担を正常化し、且つ執行吏の生計の維持を得せしめ、間接には、ひいて民刑の訴訟、強制執行等の円滑を図らうというわけでありました。増額の細かい数字は法案にありますので、値上げの基準は、民刑訴訟費用の分は、大正十年制定のものを元といたしまして、その日当は二十倍、旅費は、汽車賃は実費といたしまして、その他車馬賃が二十倍強、宿賃は三十倍から四十倍、書記料は二十五倍となつており、これを昨年の改正に比べると、宿賃では四倍乃至五倍であります。その他は概ね二倍半ぐらゐになつておるのであります。執行吏の方は、宿賃は昨年の改正は一泊三十円以内となつておりましたのを、今度は六大都市二百円、その他は百五十円にいたしましたので、その他は大体昨年の三倍ぐらゐ、差押と競賣の手数料は金額によりまして、償還額又は競賣金額に應じて定めることとしたのであります。手数料計算の基準となる償還額又は競賣金額を現行法では一万円以下六つの段階に分つておるのでありますが、この改正案では五万円以下を六つに区別し、各段階ごとに適當な手数料額を規定してあるので

あります。平均二倍強の増額になつておりますが、尤も執行吏は別に定まつた給料はなく、この手数料がその収入となり、これによつてその生計を立てて行くのでありますので、政令でこの手数料総額が一定の額に達しないときは、國家から補助するようになつております次第であります。以上の改正による増額は大体物價指數と脱み合せまして、それと相應するように改められたものであります。

次に家事審判法施行法案について御説明申し上げます。家事審判所は家庭に関する事件につき審判又は調停を行うのであります。その審判又は調停に関する手続規定も大部分新しく当該法律の中に規定しておりますので、それらの事件を今まで裁判所が行うにつきまして、その手続規定である人事調停法、人事訴訟法及び非訟事件手続法の一部を改廢する必要があると、それら従前の法律によつてなされた行爲の効力などを決める必要があると、家事審判法施行法が提案された次第であります。

判断所で処理せられることと相成つたからであります。従つて現に係属中の事件につきましては、大体従来の効力を保つて、そのまま家事審判所の方に移されることに規定いたしました次第であります。

次は人事訴訟手続法の改正であります。この法律の規定中婚姻、縁組、親子關係等の事件は、今後人事訴訟事件として残されましたから、その手続規定をそのまま必要といたしますが、夫婦同居、親權、財産管理權の喪失及びその取消、禁治產、準禁治產宣告とその取消、失踪宣告とその取消等は家事審判所事件となり、又推定家督相続人の廢除、隠居の無効取消等は民法から姿を消すことになりましたので、それらに関する手続規定は不必要となりましたから削除されました次第であります。尙改正民法に新しく協議離婚の取消と協議離婚の取消が規定されましたので、その訴えの手続規定が新しく加えられておる次第であります。

第三点は、非訟事件手続法の改正であります。その第二編、民事非訟事件中財産の管理、子の懲戒、相続の承認、放棄、遺言の確證とその執行等の事件は家事審判所事件となり、それら家事審判法に詳細な手続規定が設けられ

したし、離婚、隠居、廢家、家督相続人選定等の許可、親族會に関する事件等は、民法の改正によりましてなくなりました。それでその關係規定は全部削除と相成つた次第であります。而して右諸法律の改廢の結果として、現に係属中の事件については、家事審判所關係の事件で第一審にあるものは家事審判所の方へ移して家事審判法によつて処理することとし、抗告審にあるものはそのまま上級裁判所で旧法律によつて完結することになりました。又民法で廢止になつた制度に関するものは、そのまま旧法律で完結するということとを原則とするようになりました次第であります。

以上が本法案の内容のあらましであります。委員会におきましては、これらの二法案に対しまして質疑應答を重ねまして、政府におきましても詳細なる答弁がありました次第であります。が、これはいづれも省略させて頂くことにいたしましたので、委員会におきましては討論を省略いたしましたので、直ちに採決いたしました次第であります。採決の結果は、全会一致を以て両法案を原案通り可決すべきものと決定いたしました次第であります。以上簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければ、これより同案の採決をいたします。同案全部を問題に供します。同案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議員(松平恒雄君) 議員起立、よつて同案は全会一致を以て可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第三、企業再建整備法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。委員長の報告を求めます。財政及び金融委員長黒田英雄君。

報告書

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十九日

財政及び金融 黒田 英雄
委員長

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

森下 政一 星 一
西川甚五郎 高橋龍太郎

小林米三郎 渡邊 甚吉
西郷吉之助 渡多野 鼎
深川タマエ 尾形六郎兵衛
伊藤 保平 田口政五郎
小宮山常吉 木村幹八郎

要領書

一、委員会の決定の理由

本改正の趣旨は、企業再建整備法の施行後における経済界の実情に即し、同法等の一部を改正し、整備計画の作成に当り、なるべく簡便な利害関係者の意見をこれに盛り込むために、従来の株主及び債権者を利害関係人にと改め、整備計画の提出に際し利害関係人から反対意見の表明があつた場合にはこれを附記し、提出されてからは利害関係人から主務大臣に異議の申立ができることとし、また第二会社に対する従業員の承継を円滑にするため、第二会社に承継される従業員に対し、旧会社は退職金を支拂わないこととし、これに代り第二会社は旧会社における従業員の在職期間を引継ぐとともに、旧会社の特別損失処理に当つては任意積立金の一部を退職金支拂の準備のため特に留保して、特

別損失填補に充当されることを免れるものとし、第二会社にこれを承継せしめ、また特別経理会社が特別損失の処理後増資する場合に、特別損失を負担した株主及び債権者に万遍なく会社の資産の含み利益に享受させるため、新株発行の際のプレミアム金の交付を認め、且つ新株の引受権を他に譲渡することとを認めるものとする。以上の改正に伴い会社経理應急措置法の一部を改正し、特別経理会社の旧勘定に所屬する資産の上に存する担保権を保護するために必要な改正を行い、又昭和二十二年法律第八号有價証券の処分の調整等に関する法律の一部を改正して、特別経理会社の株主又は債権者が新株の引受権を譲渡する場合に、これを証券処理調整協議会に委託することを認めることとするものであつて、いずれも適当な改正と認め

る。

二、事件の利害得失

この措置によつて、企業の再建整備を促進強化し得る利益がある。

三、費用

この改正のために別に費用を要

しない。

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて國會議法第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

企業再建整備法等の一部を改正する法律案

第一條 企業再建整備法の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第七條第二號」を「第七條第一項第二號」に改め、

同條第二項中「及び昭和二十一年商工省令第一號第一條第一項の規定による経営者又は昭和二十一年

運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による経営者等である特別

の規定による経営者等である特別

經理株式會社を、昭和二十一年商工省令第一號第一條第一項の規定による経営者又は昭和二十一年

運輸省令第三十二號第一條第一項の規定による経営者等である特別

經理株式會社及び昭和二十二年

商工 農林省令第一號第一條又は第二條 運輸 厚生 の規定による指定施設又は指示施設を經營し、又は附原に基いて占有する者である特別經理株式會社に、「法令に基いて認可」を「法令に基いて認可又は許可」に、「法令に基いて認可の申請」を「法令に基いて認可又は許可の申請」に改める。

第六條第三号中「會社の事業計畫及び資金計畫並びに役員の名」を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地及び役員の名(これらの事項につき現在のものとな後のものとの間に變更がある場合においては、その旨)並びに第二十九條の六第三項の規定により定められた役員任期」に改め、同條第四号中「解散の時期」の下に、「清算人の氏名」を加え、同條第六号中「事業計畫及び資金計畫並びに株主、役員及び債権者の氏名又は名稱」を「商號、目的、資本金額並びに本店及び支店の所在地」に、同條第七号中「計畫の大要、株主及び役員の名又は名稱、第十條の規定によ

る債務の承継に關する事項」を「會社の商號、目的、資本金額、本店及び支店の所在地、役員の名氏及びその任期、經營を委任する營業の範圍、貸貸し、出資し、又は譲渡する資産及びその價額、第十條の規定による債務の承継及び資産の譲渡に關する事項、第三十四條の四第三項又は第三十四條の五第一項の規定による資産の譲渡に關する事項」に、同條第十号中「及び特別損失」を、「特別損失」に、「並びに第八條の規定による評價換に關する事項」を、「第八條の規定による評價換に關する事項及び第三十四條の四第一項の規定により留保する積立金の額」に改め、同條第十八号を次のように改める。

十八 前號に規定する資本の減少の場合の外、存續する場合において、資本を減少するときには、その旨並びに株主の選擇により、株金額の拂戻に代へて、又は株式の消却の際支拂ふべき金銭の支拂に代へて、株主に第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）の株式を交付するときに

は、その旨及びその株式の交付價格

同條中第十九号を第二十二号とし、第十八号の次に左の三号を加える。

十九 解散する場合において、

株主の選擇により、剩餘財産の分配として株主に第二會社の株式を交付するときは、その旨及びその株式の交付價格

二十 資本の増加に關する事項

並びに第二十九條の第三項の規定による金銭を交付する場合におけるその金額の計算に關する事項又は新株の引受

權の内容及び第二十九條の四の規定によるその引受權の譲渡に關する事項

二十一 特別經理株式會社の事業設備の新設、擴張又は改良に關する事項

同條に左の一項を加える。

整備計畫には、左に掲げる事項について記載した書類を添附しなければならない。

一 存續する場合に、今後の會社に事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱

二 合併をする會社の一方が合併後存續する場合に、存續する會社の事業計畫及び資金

計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱

三 合併に因り會社を設立する

場合には、設立する會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱

四 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは

譲渡する場合には、第二會社の事業計畫及び資金計畫並びに豫想される株主及び債權者の氏名又は名稱

五 會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の辨濟その他の處理の計畫に關する事項

六 整備計畫を行ふについての計畫に關する事項

七 その他命令の定める事項

第十條第二項中「前項の債務の承継」を「第一項の規定による債務の承継及び前項の規定による資産の譲渡に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別經理株式會社は、前項の規定により債務を承継する者に

對し、當該債務の額に相當する資産を譲渡しなければならない。

第十三條中「第六條第七號の規定による會社（以下第二會社といふ。）を第二會社に改める。

第十三條の二 特別經理株式會社の

特別管理人は、第五條第一項の規定による整備計畫の認可を申請する場合において、利害關係人が當該特別管理人に對し當該整備計畫に定める事項と異なる意見を文書により表明したときは、その意見の内容を當該整備計畫に附記しなければならない。

第十四條第一項中「第六條第十號を「第六條第一項第十號」に改め、當該整備計畫に記載した書類の下に、同條第二項に掲げる事項を記載した書類及び主務大臣の定める經理に關する書類」を加え、同條第二項中「株主及び債權者」を「利害關係人」に改める。

第十五條第二項中「申出のあつた場合において」を「申出のあつた事項について」に改め、「認可すること」を「認可し、その認可を申請すべきことを命ずること」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社の特別管理人が同項の規定による期

ある。」を加え、同條第三項中「前項」を「前二項」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。

主務大臣は、前項に規定する場合の外、會社經理應急措置法及びこの法律の目的を達成するため特に必要がある認めるときは、第六條第一項に掲げる事項で當該整備計畫に定めないものを追加して認可することができ

る。

第十六條中「同條第三項」を「同條第四項」に改める。

第十七條第一項中「ふたたび整備計畫の」を「同條の規定により認可を申請した整備計畫につき」に、「その解散を命ずることができ

る。」を「その解散を命じ、又は當該會社の特別管理人に對し期限を定めて第五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずること」ができる。」に、同條第二項中「前項の規定による命令」を「前二項の規定による解散命令」に、「同項の規定による命令」を「その命令」に改め、同條第二項の次に左の一項を加える。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別經理株式會社の特別管理人が同項の規定による期

限までに認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計画につき不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十八條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に、「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に改める。

第十八條の二第二項中「第十五條第一項又は第二項の規定による認可」を「前條の規定による公告」に、同條第三項中「異議のある」を「異議のある指定時後當該特別整理株式會社の新勘定の負擔となつた債務の」に改める。

第十八條の三 決定整備計畫中第十五條第二項後段又は第三項の規定により変更して認可せられ、事項に關し異議のある當該特別整理株式會社の特別管理人その他の利害關係人は、第十八條の規定による公告の日から一箇月以内に事由を具して主務大臣にその旨を申し出ることができる。主務大臣は、前項の規定による申出のあつた場合において必要があると認めるときは、當該特別整理株式會社に對して、當該申出に係る事項について整備

の實行を停止することができる。

主務大臣は、第一項の規定による申出について正當の事由があると認めるときには、遅滞なく、自ら決定整備計畫を変更し、又は當該特別整理株式會社の特別管理人に對し第二十條の規定により決定整備計畫の変更の認可を申請すべきことを命じなければならない。

第十八條の規定は、前項の規定により主務大臣が決定整備計畫を変更した場合に、これを準用する。

第十九條第一項中「第六條第十號」を「第六條第一項第十號」に、「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第二十條第一項中「特別管理人」の下に「(第四十七條の二第三項の規定による申請に對し認可のあつた場合には、取締役又は清算人)」を加え、同條第二項中「第十四條乃至第十八條の二」を「第十三條乃至第十八條の二」に改める。

第二十一條第二項中「第十四條、第十五條、第十八條、第十八條の二」を「第十三條の二乃至第十五條、第十八條乃至第十八條の三」に改める。

に、同條第三項中「第十五條第三項」を「第十五條第四項」に改める。

第二十二條中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項」に改め、「以下同じ。」の上に「第三十六條第一項第一號の場合を除くの外を加える。

第二十四條中「第六條第七號乃至第九號」を「第六條第一項第七號乃至第九號」に改める。

第二十六條第一項中「第十九條の規定により消滅した債權額」の下に「(第二十九條の三の規定により會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者に交付せられる金銭のある場合においては、當該債權額から當該金銭の額を控除した額)」を加え、「會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權」を「同項の舊債權の債權者に改め、同條第二項中「前項の規定による」を「第一項の規定による」に、「同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を」前二項の規定により債權者又は株主に歸屬せしめる額」に改め、同條第一項の次に左の一項を加える。

特別整理株式會社は、前項の規定に該當する場合において、同項の規定による超過額から同項の規定により債權者に歸屬せしめる額を控除してなほ殘額があるときには、その殘額に相當する金額を、決定整備計畫の定める方法により、株主の負擔額として計算せられる特別損失の額につき第三十四條第二項の規定により減少された資本の額の限度において、株主に歸屬せしめなければならない。

第二十七條中「及び昭和二十一年運輸省令第三十二號を、昭和二十一年運輸省令第三十二號及び昭和二十二年農林省令第一號」に改める。

第二十九條第一項中「又は定款の定」を「定款の定又は既存の契約の條項」に改め、同條第二項を次のように改める。

決定整備計畫の定は、特別整理株式會社の株主、第二會社の發起人、株式引受人及び株主並びに特別整理株式會社の債權者を拘束する。

前項の規定は、第十八條の二第一項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定により同條第一項の期間内に異議を述べた債權者に對する同條第二項(同條第三項において準用する場合を含む。)の規定による商法第百條第三項の規定の準用を妨げない。

第二十九條の二 第六條第一項第十號、第十八號又は第十九號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、當該決定整備計畫の定により、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の條件又は株主の權利は、變更せられる。

第六條第一項第十八號の規定により決定整備計畫に定をなしたときは、商法第二百八條第一項及び第二百九條第三項の規定は、株主が受くべき第二會社の株式及びその株券について、これを準用する。

第二十九條の三 特別損失の額について株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者の負擔額の計算をする特別整理株式會社の資本増加に當

額面以上の額を以て株式を發行する場合においては、新株の引受人とならない當該の株主又は債権者は、當該特別經理株式會社に對して、その額面を超える金額から株式の發行のために必要な費用を控除した金額のうち決定整備計畫に定めるところにより計算した額の金銭の交付を請求することができる。但し、第二十九條の四第二項の規定によりその新株の引受權を他に譲渡した場合においては、この限りでない。

前項の規定により、債権者に對し交付せられる金銭は、第十九條の規定により消滅した債權の額を超えることができない。

商法第二百八十八條第二項の規定は、第一項の規定により交付せられる金銭の額について、これを適用しない。

第一項の規定により株主又は債権者に對して、金銭を交付しようとするときは、特別經理株式會社は、主務大臣の許可を受けなければならない。

第二十九條の四 特別經理株式會社の資本増加に當つては、決定

整備計畫の定めるところにより、株主又は會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權の債權者は、新株の引受權を他に譲渡することができる。

第二十九條の五 第二會社に出資又は譲渡された資産につき工場財團その他の財團を設ける場合において、財團目錄を調製しようとするときは、第二會社の設立又は資本増加の登記の日から一年を限り、政令の定めるところにより、その財團を組成すべき機械、器具その他の附屬物については、これを一括して表示することができる。

民法第九十二條乃至第九十四條の規定は、前項の規定により同項の財團目錄に一括して表示された物件が第三者に引き渡された場合に、これを準用する。

第二十九條の六 特別經理株式會社の役員を選任又は解任は、商法第二百五十四條第一項及び第二百五十七條（同法第二百八十八條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、特定の役員を選任又は解任しようとする旨を整備計畫に定めるところにより、これを行ふことができる。

前項の規定による選任又は解任は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日、その效力を生ずる。

第一項の規定により選任される特別經理株式會社の役員任期は、整備計畫において、これを定めなければならない。但し、その任期は、前任者の残任期間（法令若しくは定款に任期の定めない場合、前任者の残任期間が六箇月に満たない場合又は前任者が任期満了により退任すべき場合においては、六箇月）を超えることができない。

第二十九條の七 解散する特別經理株式會社の清算人として決定整備計畫に定められた者は、商法第四百十七條の規定にかかわらず、當該特別經理株式會社の清算人となる。

第三十一條中「第六條第七號」を「第六條第一項第七號」に改める。
第三十四條第二項中「を下らない額」及び同條第四項中「同法第三百七十七條乃至第三百七十九條の

規定に準じ、」を削り、同條第八項中「資本の減少」の下に「及び第四項の規定による株式の併合」を加え、同條第五項を削る。

第四章中第三十四條の次に左の六條を加える。

第三十四條の二 第二會社を設立し、又は第二會社に資産を出資若しくは譲渡する特別經理株式會社は、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた日以後退職する役員又は従業員（以下退職者といふ。）に對しては、法令の規定、定款の定又は既在の契約の條項にかかわらず、退職金を支給してはならない。

前項に規定する特別經理株式會社は、同項の規定にかかわらず、退職者であつて第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員とならなかつた者に對して、その翌日以後退職金を支給することができる。

前項の規定により支給する退職金には、退職の日以後の利息を附することができる。

第三十四條の三 前條第一項に規定する特別經理株式會社の退職者であつて第十五條第一項乃至

第三項の規定による認可の日以後第三十六條第一項第一號但書の規定による舊勘定及び新勘定の併合の日までに第二會社の役員又は従業員となつた者の當該特別經理株式會社における役員又は従業員としての在職期間に、退職金の計算については、これを當該第二會社における役員又は従業員としての在職期間とみなす。

第三十四條の四 特別經理株式會社は、決定整備計畫の定めるところにより、會社經理應急措置法第五條の貸借對照表の負債の部に計上した積立金のうちで、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において當該特別經理株式會社の従業員であつた者に對して當該特別經理株式會社又は第二會社が退職金を支給するため留保を必要とする金額を定めることができる。

前項の規定により定められた金額は、第三條の規定にかかわらず、同條第二號の金額中に、これを合計することを要しない。

第一項の規定により留保すべき積立金の金額を定めた場合において、當該特別經理株式會社は、

決定整備計画の定めるところにより、第二會社に對し當該積立金の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡しなければならぬ。

前項の場合において、第二會社は同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を積み立てなければならぬ。

特別整理株式會社が決定整備計画の定めるところにより留保した積立金及び第二會社が前項の規定により積立てた積立金は、清算及び破産の場合を除くの外、主務大臣の認可を受けなければ、第十五條第一項乃至第三項の規定による認可の日において當該特別整理株式會社の従業員であつた者に對する退職金の支拂以外の目的に、これを使用してはならない。

第三十四條の五 特別整理株式會社は、決定整備計画の定めるところにより、第三條第二號の合計金額に第八條第三項の規定により加算した合計金額が第三條第一號の合計金額を超える場合におけるその超過金額と新勘定において利益金を生ずる場合におけるその利益金額との合計額の

範圍内において主務大臣の定める限度内において、第二會社に對して、當該超過金額又は當該利益金額の全部又は一部の金額に相當する資産を譲渡することができる。

前項の場合において、第二會社は、同項の規定により譲り受けた資産に相當する金額を商法第二百八十八條第一項の規定による準備金に同項の額に達するまで組み入れ、又はこれを積み立てなければならぬ。

第三十四條の六 特別整理株式會社が第三十四條の四第三項若しくは前條第一項の規定により第二會社に譲渡した資産に相當する金額又は第二會社が第三十四條の四第四項若しくは前條第二項の規定により積み立て、若しくは組み入れた金額は、法人税法による各事業年度の普通所得又は地方税法により營業税を課する場合における各事業年度の純益の計算上、これを損金又は益金に算入しない。

第三十四條の七 特別整理株式會社が、決定整備計画の定めるところにより、會社經理應急措置法第十四條第一項の舊債權に對

する債務の履行として社債を取得せしめるため、社債を発行する場合においては、當該社債の額は、商法第二百九十七條の規定の適用については、社債の總額中に、これを算入しない。

第三十五條第三項中「第九條第二項、」を削り、及び第十五條第二項を、第十五條、第十八條の二第三項（合併に關する部分を除く。）及び第四項、第十八條の三並びに第三十四條第二項乃至第七項に、「前二項」を「前三項」に改め、同條第四項及び第五項を削り、同條第二項の次に左の一項を加える。

特別整理株式會社は、第一項の規定による認可を申請したときは、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該申請事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならない。

第三十五條の二 前條第一條の規定により認可を申請した特別整理株式會社は、同條第四項において準用する第十五條第一項の規定により不認可の處分を受けた場合には、前條第四項におい

て準用する第十五條第四項の規定により不認可の文書に附記される理由に基き、所定の修正を加へ、不認可の處分の日から一箇月以内にあらためて前條第一項の規定による認可を申請しなければならない。

第三十五條の三 主務大臣は、第三十五條第一項の規定の適用を受ける特別整理株式會社が、同項の命令の定める期間内又は前條の期間内に認可を申請しない場合及び同條の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合並びに第二十一條第三項の規定の適用を受ける特別整理株式會社の特別管理人が、同項の期間内に認可の申請をしない場合及び同項の規定により認可を申請した整備計画につき不認可の處分を受けた場合には、

當該會社に對し、その解散を命じ、又は期限を定めて第三十五條第一項の規定による認可を申請すべきことを命ずることができ。

前項の規定は、同項の規定により認可を申請すべきことを命ぜられた特別整理株式會社が同項の規定による期限までに認可

の申請をしない場合及び同項の規定による認可の申請に對し不認可の處分を受けた場合に、これを準用する。

第十七條第三項の規定は、前二項の場合に、これを準用する。

第三十五條の四 特別整理株式會社は、第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可があつた場合には、遅滞なくその旨を公告し、且つ當該認可事項を記載した書類を當該會社の本店及び支店に備へ置き、利害關係人の閲覧に供しなければならない。

第三十五條の五 第三十五條第四項において準用する第十五條第一項乃至第三項の規定による認可を受けた特別整理株式會社が、第三十五條第四項において準用する規定により資本を減少する場合においては、商法第三百四十二條第一項の規定にかかはらず、株主總會の決議を経ることを要しない。

第三十六條第一項第一号中「第十五條第一項又は第二項」を「第十五條第一項乃至第三項（第二十一條第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項第二号乃至

第七号を次のように改める。

二 第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別経理株式會社においては、その解散の日

三 第三十五條第一項の規定による認可を受けた特別経理株式會社においては、その認可を受けた日

四 第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定により解散を命ぜられた特別経理株式會社においては、その解散の日

五 閉鎖機關令第一條の規定により指定を受けた特別経理株式會社においては、その指定を受けた日

同條に左の一項を加える。
第一項第五號の規定による舊勘定及び新勘定の併合については、命令を以て別段の定をすることが出来る。

第三十九條第二項中「營業税法による」とあるを「營業税法による各事業年度の納税、地方税法により營業税を課する場合における」とに改める。

第四十條及び第四十條の二第一項中、第十五條第一項又は第二項

を「第十五條第一項乃至第三項」に改める。

第四十條の三 特別経理株式會社は、主務大臣の定める期間ごとに、決定整備計畫の實行状況を主務大臣に報告しなければならない。

第四十五條中「第十五條第一項又は第二項を」第十五條第一項乃至第三項に、「第十七條第一項又は第二項を」第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）又は第三十五條の三第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による解散命令に改める。

第四十六條中「勅令を」政令に改める。

第四十七條の二 特別経理株式會社の特別管理人は、決定整備計畫の全部の實行を終る日まで決定整備計畫中第六條第一項第八號、第九號、第十五號及び第二十號に定める事項の實行に關し、當該特別経理株式會社の役員若しくは清算人から報告をとり、又は當該特別経理株式會社の帳簿、書類その他必要な物件を検査することが出来る。

特別管理人は、前項に規定する事項に關し決定整備計畫に違反する行為があつたことを知つたときは、遅滞なく、主務大臣

に、これを報告しなければならない。

特別経理株式會社は、決定整備計畫の全部の實行を終る日前においても、前二項の規定の適用を必要としないことを認めるときは、主務大臣に前二項の規定の適用の除外を申請することが出来る。

前項の規定による申請に對し認可のあつたときは、當該特別経理株式會社については、會社經理應急措置法第六條、第十七條乃至第二十二條及び第二十三條第二項の規定は、これを適用しない。

第四十九條の二 主務大臣は、昭和二十二年法律第五十四號私的獨占の禁止及び公正取引の確保に關する法律）第十五條又は第十六條に規定する事項（特別経理株式會社と第二會社との間においてなされる場合を除く。）について定をなす整備計畫について、第十五條第一項乃至第三項の規定による處分をなす場合には、公正取引委員會の意見を求めなければならない。

第五十三條第二項中「第十五條第一項又は第二項を」第十五條第一項乃至第三項に改める。

第五十四條の二第二項中「第一號の上に「第一項を加え、」及び

第十五號乃至第十七號を」第十五號乃至第十七號及び第二十號並びに第二項第五號に、「第十條第二項」を「第十條第二項及び第三項」に改め、「第二十九條」の下に「第二十九條の二（會社經理應急措置法第十四條第一項の賠償權の條件に關する部分を除く。）第二十九條の五」を「第三十一條」の下に「第三十四條の二、第三十四條の三、第三十四條の四第一項、第三項及び第四項、第三十四條の六、第四十條の三」を加え、「並びに第四十九條を」第四十九條並びに第四十九條の二に、「第六條第七號を」第六條第一項第七號に改める。

第五十六條第二号中「第六條第十號を」第六條第一項第十號に改める。

第五十八條中「第十六條又は」を「第十六條若しくは」に、「認可の申請を怠つたときを」認可の申請を怠つたとき、又は第十七條第一項（同條第二項において準用する場合を含む。）の規定による命令に違反して認可の申請を怠つたとき」に改める。

第六十條第一号中「第二十條第

二項」の上に「第十八條の三第四項、」を、「第三十七條第一項」の上に「第三十五條第三項、第三十五條の四、」を加え、同條第二号中「又は第十八條を」第十八條、第三十五條第三項又は第三十五條の四に改め、同條第五号中「又は第五項を削り、」を「なす、又は資本の増加をしたときを」に改め、同條第七号中「第四十一條第一項の上に」第四十條の三又は七を加え、同條第六号及び第七号を夫々、第十一号及び第十二号とし、第五号の次に左の五号を加える。

六 第三十四條の二第二項（第五十四條の二第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反して退職金を支給したとき

七 第三十四條の四第五項の規定に違反して積立金を使用したとき

八 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき

九 正當な事由がなく、第四十七條の二第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したとき

十 第四十七條の二第二項の規定による報告を怠り、又は虚

偽の報告をしたとき

第五條 会社経理應急措置法の一部を次のように改正する。

第十二條第二項中「新勘定に所屬する會社財産が、鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬してゐる場合には」を「鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の一部を新勘定に所屬せしめる場合には當該會社財産は」に改め、同條第三項乃至第五項を次のように改める。

特別經理會社の舊勘定及び新勘定の併合の日から、第一項の先取特權、質權若しくは抵當權は、その目的であつた會社財産について消滅せず、又は前項の會社財産は、當該財團から除かれなかつたものとみなす。但し、新勘定に所屬せしめられた會社財産が當該會社以外の者の所有に歸した場合又は同項の會社財産が當該財團以外の財團に屬せしめられ、若しくは第三者の權利の目的となつた場合においては、この限りでない。

前項の先取特權、質權又は抵當

權とこれらの權利の目的であつた會社財産が新勘定に所屬せしめられた後當該會社財産の上に生じた先取特權、質權又は抵當權との間の順位に關しては、同項の先取特權、質權又は抵當權は、舊勘定及び新勘定の併合の日において、設定せられたものとみなす。

第四項但書の場合において、同項但書の會社財産に對して先取特權、質權又は抵當權を有した者は、當該特別經理會社の總財産について、他の債權者に先立つて當該舊債權（企業再建整備法第十九條第一項の規定の適用を受ける場合においては、同項の規定によつて確定する額の債權）の辨濟を受ける權利を有する。

前項の規定は、民法の一般の先取特權の行使を妨げない。

同條第一項の次に左の一項を加える。

鐵道財團、工場財團、鑛業財團、軌道財團、運河財團、漁業財團又は自動車交通事業財團に屬する會社財産の全部が新勘定に所屬せしめられた場合においては、當該財團は、抵當權の消滅により消滅することはない

ものとする。

第三條 昭和二十二年法律第八号（有價証券の処分の特則等）に關する法律の一部を次のように改正する。

第十一條の二 特別經理株式会社の株主又は債權者は、企業再建整備法第二十九條の四の規定による新株の引受權の譲渡を協議會に委託することができる。

第十二條中「前條を」第十一條に改め、「支拂はなければならぬ」の下に「前條の規定により、協議會に對し、權利の譲渡の委託をする者も、また同様とする。」を加える。

第十二條の二 協議會は、指定証券を発行する会社及び第十一條の二の規定により協議會が譲渡の委託を受けた權利に係る新株を発行する特別經理株式会社に對し、その業務及び財産の状況その他協議會の職務を執行するについて参考となるべき事項に關し、報告又は資料の提出を求めることができる。

第二十條中第三号を第四号とし、第二号の次に左の一号を加える。

三 第十二條の二の規定による

報告若しくは資料の提出を怠り、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者

附則

この法律は、公布の日から、これを施行する。但し、会社経理應急措置法第十二條の改正規定は、同法施行の日から、これを適用する。

この法律施行前企業再建整備法第五條第一項、第二十一條第一項又は第五十四條の二第二項の規定により認可を申請した整備計画は、同法第六條第一項の改正規定により定めた整備計画及び同條第二項の改正規定によりこれに添附した書類とみなす。

この法律施行前改正後の会社経理應急措置法第十二條第二項に規定する財團に屬する会社財産の全部又は一部が、當該会社以外の者の所有に歸し、當該財團以外の財團に屬せしめられ、その他第三者の權利の目的となつた場合においては、同項の改正規定は、當該会社財産について、これを適用しない。

〔黒田英雄君發言、拍手〕

○黒田英雄君 只今議題に相成りました

た企業再建整備法等の一部を改正する法律案につきまして、委員会におきまして審議の経過並びに結果について御報告申し上げます。この法案は企業再建整備法と、その他二つの法律の改正を含んでおるのであります。

先ず提案の理由を申し上げますが、昨年十月戦時補償の打切りが行われまして、これに伴つて企業の被る損失を適正に処理しまして、企業の健全なる再建と復興とを圖ることを目的として、企業再建整備法が制定施行されたのであります。その後止むを得ない事情で、各企業体の最終的な損失の計算、再建計画等の策定が遅れておつたのであります。先般特別損失の概算も終つたので、いよいよ再建整備の最終的處理の段階に入つておるのであります。然るにその後經濟界の実情に即しまして、企業再建整備法の一部に若干の修正を加える必要を生じたので、この法案を出したというのであります。

法案は誠に複雑なものであります。が、その内容につきまして主なる点を二三申上げたいと思つてあります。

先ず第一に、特別損失を處理いたしまして、特別經理會社が資本構成を整

渡して積立てさせるといふふうな規定

次に、この会社経理應急措置法の改正であります。企業再建整備法に伴ひまして、会社経理應急措置法の一部を改正いたしまして、特種会社の旧勘定に属しております資産の上に存しておりましたところの先取特権等の担保権に關しまして、必要な改正をいたしておるのであります。即ちこの担保権は、現行法では新旧勘定併合の際に復活するのであります。が、新勘定に

で、提出の期限を先般更に延長いたしました。まして、本年の十二月十五日まで

であるが、現行法によりますというのと、認可を申請してから書類を利害関係人の閲覧に供するというようなことになつておるの、その前にこれを知ることができないではないかという質

て、その趣旨の徹底するようにいたしたいというような答弁であつたのであります。又これらの整備計画を閲覧に供するのが本店及び支店ということになります。おけるのであるが、工場にもこれを

備を付けて、一般にこれを知ることが出来るようにして貰いたいという希望があるがどうかということにつきましては、工場も大きな工場のある所は大抵支店になつておるのであるから、大体差支えないと思うというふうなことであつたのであります。それから提出期限を、今回は十五日延びたのであります。が、今少し延ばして、この法律によりまして、組合側等の利害関係人の意見が十分にこの法律を承知して出されるようにされる必要はないかということであつたのであります。が、これも御尤もであるが、すでに延期は数回重ねて参つておるのであります。成るべく早く進捗させたいので、十五日といたしましたのである。尚止むを得ない場合には一箇月間は更に延期ができるという事になつておるのであるからして、その間政府においても、日銀においても、趣旨の徹底に努めて遺憾なきを期したいつもりであるというふうな答弁であつたのであります。それから旧勘定の中には、繰出し得るものが沢山入つておるのである。これを整備いたしますことは、即ちこれを賣拂つてしまふというふうなことで、生産が縮小されまして、失業者が出て来るという危険があるが、という御質問で

あつたのであります。これに對しまして、新勘定の方におきましては、尙それに加へまして、更に第二会社が新勘定に生じた莫大な債務というふうなものを負担することになつておるのを負担しないようにして貰いたいといふようなことであつたのであります。が、これは第二会社は、つまり生産に必要な設備とか資材とか人員等を整へまして、生産に邁進することになければならぬのであるからして、更に生産に必要な資金を銀行から出して貰つて、そうして活動をして行かなくちゃならぬのであるから、金融機關等からも出資できるように、貸付けのできるようにして、十分に活動して行つて貰わなければならぬのであるし、旧勘定の方は、これはだん／＼整理して、生産が縮小されて行きますけれども、生産に入るのであります。そうして稼働し得る資産のようなのは、これは他の仕事をしておるような所に出資等といったして、働らくようにして行きたいという趣旨であるというふうなことであつたのであります。他に御質問も沢山ありましたが、これは速記録に譲ることをお許し願いたいと思ひます。

かくて質問を終了いたしましたして討論に入りまして、別に御発言がなく、採決をいたしましたところ、全会一致で原案通り可決すべきものとすることにあつたのであります。即ち全会一致を以て政府提案通り可決と決定いたしましたのであります。これを以て報告を終ります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより本案の採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を請ひます。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつて本案は可決せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第四、地方財政委員会法案(内閣提出、衆議院送付)、を議題といたします。委員長長の報告を求めます。治安及び地方制度委員長吉川末次郎君

一 審査報告書

地方財政委員会法案

右全会一致をもつて可決すべきものと議決した。よつて多数意見者の署名を附し、要領書を添えて、報告する。

昭和二十二年十一月二十九日

治安及び地方制度委員長 吉川末次郎

参議院議長松平恒雄殿

多数意見者署名

鈴木 直人 岡本 愛祐
小野 哲 黒川 武雄
草葉 隆圓 大隅 憲二
村尾 重雄 羽生 三七
柏木 康治 岡田喜久治

要領書

一、委員会の決定の理由

内務省の廃止に伴い、地方財政の自主化に資するためこの際地方財政制度全般に亘り根本的な検討を加へ、地方自治制度の根柢となるべき地方財政制度を樹立することとは、必要なことであつて、この法律案は適切である。

二、事件の利害得失

地方財政自主権の確立強化という見地において、地方税制度、地方債、地方予算並びに決算等地方公共団体の財政制度一般について検討を加へ、國家公益との調和を図りつつ自主的の地方財政制度を企画立案することが出来る。

三、費用

この法案施行に伴う費用は、二〇八万円を予定し、追加予算とし

て計上せられるはずである。

地方財政委員会法案

右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。

よつて国会決第八十三條により送付する。

昭和二十二年十一月二十八日

衆議院議長 松岡 駒吉

参議院議長松平恒雄殿

〔一 衆議院修正〕

地方財政委員会法案

一 地方財政委員会法

第一條 内務省の廃止に伴い、地方財政の自主化に資するため、内閣総理大臣の管理のもとに、臨時に、地方財政委員会を置く。

第二條 地方財政委員会は、國家公益と地方公共団体の自主権とが調和するように、地方財政の自主化を図るため、左に掲げる事項を含むする計画を立案する。

一 租税の賦課及び徴収に関する事項

二 借入及び公債の発行に関する事項

三 予算、経理及び決算に関する事項

四 地方行政遂行のため必要な國

家資金の公平な配分に関する事項

五 地方公共団体の政府に対する財政報告に関する事項

第三條 地方財政委員会は、前條の規定による事務の遂行上必要があるときは、証人を喚問し、又は関係機関に対し記録の提出を命ずることができる。

第四條 地方財政委員会は、左に掲げる者に就き、内閣総理大臣の任命した委員を以て、これを組織する。

一 他の行政事務を分担管理しない國務大臣 一人
二 国会議員の中から代表者として衆議院議長及び参議院議長の指名した者 一人
三 都道府県知事の代表者として 一人

四 市町の代表者として 一人
五 町村長の代表者として 一人
第五條 地方財政委員会の委員長は、國務大臣たる委員を以て、これに充てる。

委員長は会務を総理し、委員会を代表し、所部の職員を指揮監督する。

委員長に故障があるときは、委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

第六條 地方財政委員会は、委員三人以上の同意を以て、会務を決する。

第七條 地方財政委員会の委員（國務大臣たる委員を除く）は、一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い額の範囲内で、内閣総理大臣の定める額の手当を受けるものとする。

昭和二十二年法律第八十号第七條の規定は、国会議員で地方財政委員会の委員を兼ねる者の受ける手当について、これを準用する。

第八條 法律で定める事務を補佐させるため、地方財政委員会に事務局を置く。

事務局には、政令の定めるところにより、必要な職員を置く。但し一級官及び二級官の定員は、通じて十二人を超えてはならない。

附則

この法律は、公布の日から三十日を経過した日からこれを施行する。

第二條の規定による計画に関する地方財政委員の立案に基く所要の法律案は、この法律公布の日から九十日以内に、これを国会に提出しな

ればならない。

地方財政委員会は、第二條の規定による計画の提出後においても、その実施について必要な諸般の調査を行うため、この法律公布の日から一年間を限り、存続するものとする。

第三條の規定は、この場合における調査の事務に關し、これを準用する。

地方財政委員会は、前項の規定による調査の結果に基き、関係機関に対し所要の勧告をなすことができる。

地方財政委員会の最初の委員が、全責任命されるまでの間は、逐次任命された委員だけで会務を処理することができる。

内務省の廃止後は、法律を以て別段の規定をなすまでの間は、地方税法、地方分與税法その他の法令により、地方財政に關し從來内務大臣に屬した権限は、臨時に地方財政委員会の補佐により、内閣総理大臣がこれを執行するものとする。

〔吉川末次郎君登壇、拍手〕

○吉川末次郎君 只今議題となりました地方財政委員会法案につきまして、我々の委員会におきます審議の経過

並びに結果につきまして、ここに御説明申し上げたいと存するのであります。

先ず法案の趣旨及び内容の概要につきまして申し上げたいと存じます。

内務省の解体を契機といたしまして、地方財政制度の全般を根本的に検討いたしました。地方自治の基礎でありますところの地方財政の自主化を図りますために、内閣総理大臣の管理の下に、この法案が規定してありますような地方財政委員会というものを設置いたしました。これが企画立案に当らしめようというのがこの法案の趣旨といたすところでございます。この法案は只今申しましたところの委員の性格、権限、委員会の構成、存続期間、こういう三つの点についての規定から成つておるものでございます。

先ず第一の点でありますところの委員会の性格及び権限というところにござります。規定をいたしておりますところをみまするといふと、この委員会は純然たる企画立案機関でございます。地方財政の自主権の確立強化という見地からいたしまして、地方税制度、地方債、地方の予算及び決算等、地方公共団体の財政制度の全般につきまして検討を加えまして、國家の公益と

政治制度を企画立案するものでござります。原則といたしましては、現行の諸法規に基きましての執行事務は、これを管掌しないということになつておるのでございます。ただ内務省の廃止に伴ひまして、從來内務大臣に屬しておりました地方財政に關しますところの権限というものは、便宜上内閣総理大臣に屬するものとしたしまして、その権限の行使につきましてはこの委員会が内閣総理大臣を補佐することとなつておるのであります。

第二の点でありますところの委員会の構成につきましては、この委員会は他の行政事務を分担管理しない國務大臣が一名、国会議員が一名、都道府県知事、市長、町村長の代表者がおの一名ずつ、併せて五人の内閣総理大臣の任命いたしましたところの委員を以て構成いたしました。その下に別に事務局を設けましてその事務を補佐せしめることとなつておるのであります。そうしてこの事務局は政令の定めるところによりまして必要の職員を置くのでございますが、その職員の中におきまして、一級官、二級官を併せて十二名以上を置くことができない。こういうことになつておるのでござります。

第三の点は存続の期間についてでございますが、その期間は一年間と限定せられておるのでございます。そうしてこの法律公布の日から九十日以内に、政府は地方財政委員会、只今申しましたこの法案の規定いたしておりますところの地方財政委員会におきまして作成いたしました自主的の地方財政制度に関する法律案を閣会に提出する義務を有することとなっておりますのでございまして、その法案が成立いたしました後におきましても、その存続期間でありますところの一年の間というものは、その法案に対しますところの必要な改正案を企画立案いたしましたり、或いは成立いたしました制度の運営の確保を期するというようなことになつておるのでございます。

以上述べましたところがこの法律案の内容といたしております。我々の委員会にこの法案が予備審査のために付託せられましたのは、去る十一月十八日のことでございますけれども、内務省の解体に伴うところの地方財政の全般についての中央的な統一調整の機關を設けるということにつきましては、これは地方行政上極めて重要なことであると考えまして、特に我々の委員会におきましては、小委員を

設けまして、その小委員会の委員長には中井委員がその任に就かれまして、慎重なる調査研究を各方面よりいたして参つて来ておつたのでございます。本案に対しますところの我々委員會議の詳細のことにつきましては、別に會議録について御覽を願ふことといたしたいと存じます。が、委員会におけるところのこの法案に対する幾多の質疑應答が行われました中におきまして、その最も主要なもの一つといたしまして、こういう質疑應答が行われておるのでございます。本案が規定いたしておりますところの、この地方財政委員会において企画立案せられるところの財政計画等は、確實にこれを実行し得るものでなければならん。然りとすれば、多分に國家の財政、特に大藏省の關係との協力をこの委員会は必要とすると思うが、本法に規定いたしておるところのこの地方財政委員会の構成を以て、十分にこの目的が達成することができるとどうかというところの御質問がございました。

これに對しまして、政府當局より実行し得るところの具体策を立案するためには、勿論この法案が規定いたしておりますような、國務大臣であるところの委員長以下各委員の力に俟つことが大

あり、又國會の協力に俟つところも極めて大なるものがあると思うが、中央地方の財政的調整のためには、大藏當局との連絡を図るということは固より極めて重要なことであることは勿論であつて、この点については本法規定の地方財政委員会の運営によつて十分遺憾なきを期しておるというふうな意味の答弁があつたのでございます。

これに次いで去る十一月二十八日衆議院から本法案を修正の上可決して参つたのであります。その衆議院の修正は即ち本法案の第七條第一項が規定いたしておりますところの、國務大臣であるところの委員以外の四人の委員の受けまするところの経済的待遇につきましての規定でありまして、その規定の中「一般官吏の俸給の額よりも高く、國務大臣の俸給の額よりも低い額の範囲内で」という、今申しました文言を削除してしまふということにして参つたのでございます。その衆議院の修正の理由といたしましては、他の委員の方には、そのような規定は特にない。他の同様な委員会の構成に關するところの規定と別個にこのような規定を特に設ける必要はない。ただ單に内閣總理大臣の定める額の手当を支

給されるという規定に止めて置くのが至当であると認める。こういうふうな意味においてこの字句を削つたというのでございます。我々の委員会におきましては、この衆議院の修正案をも一括いたしました質疑應答を終りました後、討論に入りましてところが、録風會の所属の小野委員及び鈴木委員から賛成意見の御開陳がありまして、次いで採決に入りましたところ、委員會の出席委員の全部が全会一致を以て、本法案は衆議院修正通り可決すべきものであると決定いたしました次第でございます。以上御報告申上げる次第でございます。（拍手）

○議長（松平恒雄君） 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔議員起立〕

○議長（松平恒雄君） 議員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て可決せられました。

○議長（松平恒雄君） この際議事日程を變更し、日程第五より第七までの請願及び日程第十一の陳情を、一括して議題とすることに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長（松平恒雄君） 御異議ないと認めます。先ず委員長長の報告を求めます。司法委員長伊藤修君。

司法委員会諸願審査報告書第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

請第三百六十五号 北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に関する請願

請第四百十九号 仙臺高等裁判所郡山支部設置に関する請願

請第五百九号 岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十一日

司法委員長 伊藤 修

参議院議長松平 恒雄殿

司法委員会諸願特別報告第二号

北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局美瑛出張所設置に関する請願

請第三百六十五号 北海道上川

郡美瑛町長嶋上寛一提出
仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願
請第四百十九号 郡山市長本間善庫提出

善庫提出

岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に關する請願
請第五百九号 岐阜縣關町長龜山一二提出

山一二提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十日

司法委員長 伊藤 修

參議院議長松平 恒雄殿

意見書案

北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局長出張所設置に關する請願
請願者 北海道上川郡美瑛町町長嶋上寛一提出

長嶋上寛一提出

右の請願は

美瑛町民は、農地調整法施行に伴い登記事項が増加したが登記を行うために、いちいち旭川司法事務局まで出向かなければならぬ單なる登記事務のなめ一泊二日を要している現状であつて、町民の不便は甚大なるものがある。本町の土地建物等登記取

扱件数も旭川司法事務局管下中首位を占めている状況であるから、是非本町に登記出張所を設置されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

仙臺高等裁判所郡山支部設置に關する請願
請願者 郡山市長本間善庫提出

右の請願は

裁判所法によつて裁判所の構成と事件の管轄が変更されたため、控訴審を只今の經濟事情や交通難から控える結果となり憲法第三十二條の趣旨に反するから地理的に見て東北の要地であり發展の必然性として訴訟件数が増加の傾向のある仙臺高等裁判所の支部を郡山市に設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條に

より別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

岐阜縣關町に簡易裁判所並びに區檢察廳設置に關する請願
請願者 岐阜縣關町長龜山一二提出

提出

右の請願は

關町は岐阜縣中南部地方における最大の都市であり且つ政治、經濟、産業、交通の中核的要地であるので、關町警察署管内における犯罪檢察送致件数も相當の數に達しておる現状であるから、同市に簡易裁判所及び區檢察廳を設置せられたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

司法委員會陳情審査報告第二号

一議院の會議に付するを要するもの。

陳第五百五号 青少年保護事業團體救済に關する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

司法委員長 伊藤 修

參議院議長松平 恒雄殿

司法委員會陳情特別報告第一号

青少年保護事業團體救済に關する陳情

陳第五百五号 全日本少年保護事業連盟提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十七日

司法委員長 伊藤 修

參議院議長松平 恒雄殿

意見書案

青少年保護事業團體救済に關する陳情
陳情者 全日本少年保護事業連盟提出

右の陳情は

終戦後政府が民間少年保護團體は救済を委託する犯罪少年及び虞犯少年

が著しく増加しているが、國費の補助が少く、生活保護法の適用も当該市町村財政の關係から容易にこれが實現を見ないのみでなく、食糧事情の悪化、諸物價の高騰が食糧、衣料補導費その他の増大を來しているの

で、この際、委託補助費の大幅増額と施設費の特別助成を急速に実施されたいとの趣旨であつて參議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが實現に努力せられたい。ここに國會法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

參議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

〔伊藤修君登壇、拍手〕

○伊藤修君 只今上程されましたこの請願三件及び陳情一件につきまして、委員會の経過並びに結果について御報告申し上げます。

第一に、北海道上川郡美瑛町に旭川司法事務局の出張所を設置するの請願につきまして、簡單にその趣旨を申し上げます。美瑛町は、その面積四十三万里、戸數三千四百、人口一万九千、田は二千町歩、畑は八千町歩、農地調整

地の開闢が著しきもので、三千三百町歩あると言われるのであります。加うに農地開闢計画によりまして六千八百町歩の開墾が計画せられ、それには千三百戸の入植者を計画せられまして、その計画は第二年度に入つておるといふ実情にあるのです。かような次第でありますから登記事項は非常に多いのであります。然るにこの登記管轄は旭川の司法事務局の管轄下にあるために、これらの関係住民は、いずれも一泊二日の行程と困難なところの交通事情に制約されまして、誠に不便を感じておられるというので、この際旭川司法事務局の美瑛出張所を設置せられたという趣旨の請願であるのであります。

第二に、郡山市に仙台高等裁判所支部を設置することに関する請願であります。御承知の通り郡山市は東北有数の都市でありまして、東北本線における交通機関の中核地であるのであります。かくて加えて工業都市であります。簡易裁判所、従来のいわゆる区裁判所におけるところの事件数は非常に多大なるものであつて、これらはいずれも地方裁判所に控訴をせらるるところの地位にあつたのであります。この度裁判所法が改正せられまして、

いずれもここにおいて審理せられるところの事案は、地方裁判所に控訴せらるることなく、仙台高等裁判所に控訴をしないでならぬのであります。かような次第でありますから、これらの住民はその不服なる裁判に對しまして仙台まで赴かなければならぬ。今日交通事情の非常に困難な時代であり、且つ又非常な遠距離にあるところの仙台において、その控訴審を扱われるということは、憲法三十二條における何人も、裁判所において裁判を受けることろの利益を受けるということが、事実上制約せられるのであるから、この点から考えましても、且つ又郡山のごとき六万四千の人口を有する大都市におけるところの司法保護の意味におきまして、非常に欠けるところがある。か

ような意味におきまして、近く地方裁判所の支部も設置せられるのでありますから、この際高等裁判所の支部をも併せて設置してもらいたいという請願の趣旨であります。次に、岐阜縣武儀郡關町に簡易裁判所並びに区檢察廳設置に関する請願について簡単に申し上げます。岐阜縣におけるところの關町は、工業都市として有名な都市でありまして、人口は三万五千を有し、關警察の管内は千五百町村に

互り、その包含人口は三万近くに互るのであります。その二箇年におけるところの警察における取扱件数は、昨年におきまして八百二十二件あつたといふわけでありまして、本年におきましては少くとも千件以上に達する見込であります。これらを遂致するところの事件件数におきましても、その半数はいずれも裁判所に送致せられる事情にあるのです。かような沢山の事件を持つところにおきまして何らの裁判所を持たないといふことは、治安の上におきましても、地方に住民におきましても、非常に不便極まりない次第であります。ここには区檢察廳並びに簡易裁判所の設置を求める次第である。か

ような趣旨であるのであります。勿論その建物及び設備一般は關町において全部寄附する、現にそれを提供するという態勢を整えておるといふ請願の趣旨であるのです。次に、青少年保護事業團體救済に関する陳情について御説明を申し上げます。少年保護事業は、現在におきまして一般慈善家の経営によつておるのであります。且つ司法保護事業法に基づいてこれが経営せられておる次第であります。而してその経営の経済的実体は寄附金及び事業収入を以てこれを賄

われておるのであります。これらにおいてには到底現在のこれらの司法保護事業を賄ひ切れない。故に國においてこの一部分を分担いたしまして補給している次第であります。その補給額は僅かに一人に對して三円という零細なる金額であつて、到底今日の経済実狀におきましては、これが維持困難な實狀にあるといふのであります。かような次第でありますから、これに對しまして、國はよろしく適當なところの救済を與えて貰いたい。且つ又震災によつて非常な損害を被つておるところの各救護團體に對しましては、資材その他に對しまして優先的に配給して貰いたいとの趣旨の陳情であるのであります。

以上に對しまして、政府の意見を委員会といたしまして伺ひたいとしましては、請願三件に對しましては、政府といたしまして夙にその必要は認めておるところでありまして、請願の趣旨に對しましては十分努力いたしまして、これが実現を期する次第であるとの御趣旨の答弁がありました。又救護事業に對するところの陳情に對しましては、現に本年度の予算におきまして、一人当り四十円の補給をする

ことに決定している次第であつて、その他の陳情の趣旨に對しましては、極力政府といたしましては盡力するといふ趣旨の御答弁があつた次第であります。以上政府の意見を聴き、又請願者の、紹介議員の木下源吾君及び橋本萬右衛門君の各詳細なるところの御説明を伺ひし、又専門委員におけるところの調査報告をも詳細に聴取いたしまして、委員会といたしましては請願の趣旨及び陳情の趣旨はいずれも妥當なるものと認めまして、お手許に配付してありますところの意見書を相添えまして、いずれも内閣に送付すべきものと満場一致を以て委員会におきましては決定いたしました次第であります。以上簡單ながら御報告申し上げます。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は、委員長報告通り採択し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請ひます。
(総員起立)
○議長(松平恒雄君) 総員起立と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は全会一致を以て採択し内閣に送付する

ことに決定せられました。

○議長(松平恒雄君) 日程第八より第十までの請願及び日程第十二より第十六までの陳情を一括して議題とすることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(松平恒雄君) 御異議ないと認めます。委員長の報告を求めます。商業委員長一松政二君。

商業委員会請願審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

請第二百六十五号 石綿輸入促進に関する請願

請第二百六十三号 東北証券取引所設置に関する請願

請第四百六十号 中小商工業の振興に関する請願

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月十九日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平恒雄殿

商業委員会請願特別報告第一号

石綿輸入促進に関する請願

請第二百六十五号 東京都中央区木挽町五丁目二番地朝日ス

リート株式会社事務取扱役泰

孝次郎提出

東北証券取引所設置に関する請願

請第二百六十三号 仙臺市光禪寺通り仙臺商工会議所会頭板垣金造提出

中小商工業の振興に関する請願

請第四百六十号 東京都中央区新川一ノ七日本商工会議所会頭高橋龍太郎外八名提出

右三件の請願は内閣に送付するを要するものと審査決定した。よつて別紙意見書を附して報告する。

昭和二十二年十一月十九日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平恒雄殿

意見書案

石綿輸入促進に関する請願

請願者 東京都中央区木挽町五丁目二番地朝日スリート株式

会社事務取扱役泰孝治郎提出

右の請願は

石綿が硫酸肥料製造、耐火煉瓦屋根

材その他戦災復興建築資材の供給、輸出用石綿スレート、石綿製品等に不可欠な配合剤であるが、現在の手持品は辛うじて数ヶ月を支える程度に過ぎないから、この新しい化学工業を維持し我が国全産業の機能を減退しないよう、これが輸入に特段の配慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

東北証券取引所設置に関する請願

請願者 仙臺市光禪寺通り仙臺商工会議所会頭板垣金造提出

右の請願は

戦後の復興につき東北地方が日本経済に占める地位が飛躍的に重大性を加へつつあるので、これが開発に要する資金を迅速豊富に調達する爲め東北地方に新に証券取引所を設置したく、しかも政治、経済、交通上等の關係から仙臺市を最適地と確信する

から、これが設置に關し配慮されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥当なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

中小商工業の振興に関する請願

請願者 東京都中央区新川一ノ七日本商工会議所会頭高橋龍太郎外八名提出

右の請願は

我國産業經濟の健全な再建を図るためには、その中核を成す中小商工業の振興なくしてはその達成を期し得ないが、終戦以來二年有餘を経過し、なお健全な振興を見ない現状に鑑み、全國の中小商工業者が大同團結して宣言及び決議をしたから、この際國會及び政府において適當妥當な諸施策を急速、適確に実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により

別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

中小商工業の振興に関する請願

請願者 東京都中央区新川一ノ七日本商工会議所会頭高橋龍太郎外八名提出

右の請願は

我國産業經濟の健全な再建を図るためには、その中核を成す中小商工業の振興なくしてはその達成を期し得ないが、終戦以來二年有餘を経過し、なお健全な振興を見ない現状に鑑み、全國の中小商工業者が大同團結して宣言及び決議をしたから、この際國會及び政府において適當妥當な諸施策を急速、適確に実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により

別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

意見書案

中小商工業の振興に関する請願

請願者 東京都中央区新川一ノ七日本商工会議所会頭高橋龍太郎外八名提出

右の請願は

我國産業經濟の健全な再建を図るためには、その中核を成す中小商工業の振興なくしてはその達成を期し得ないが、終戦以來二年有餘を経過し、なお健全な振興を見ない現状に鑑み、全國の中小商工業者が大同團結して宣言及び決議をしたから、この際國會及び政府において適當妥當な諸施策を急速、適確に実現されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は鋭意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により

別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣総理大臣片山哲殿

商業委員会陳情審査報告書第一号

一議院の会議に付するを要するもの。

陳第四百六十四号 中小商工業再建に関する陳情

陳第二百八十九号 マツチ産業公園制の実施反対に関する陳情

陳第四百二十八号 商工協同組合法的の改正に関する陳情

陳第五百六十一号 纖維資材配給統制規則改正に関する陳情

右の通り審査決定した。よつて報告する。

昭和二十二年十一月十九日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平恒雄殿

商業委員会陳情特別報告第一号

中小商工業再建に関する陳情

陳第四百六十四号 東京実業協會會長 中野金次郎外一名提出

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

マツチ産業公園制の実施反対に關

する陳情

陳第二百八十九号 神戸市生田
区加納町四丁目一番地三日月
機寸株式会社外八名提出

商工協同組合法の改正に関する陳
情

陳第四百二十八号 東京都港区
芝田町一ノ二森永ビル内商
工協同組合中央会提出

機維資材配給統制規則改正に關す
る陳情

陳第五百六十一号 日本綿糸ス
フ糸商同業会豊島久七提出

右四件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月十九日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平 恒雄殿

意見書案

中小商工業の再建に関する陳情

陳情者 東京実通協会会長中野
金次郎外一名提出

右の陳情は

中小商工業の再建を目的として、施
策の総合一元化を図るため、商工省
外局として中小商工業振興局を設置
し、且つ経済危機突破の根本対策と
して、原資材の輸入を連合國に懇請

されたいとの趣旨であつて参議院

は、願意の大体は妥當なものなりと
思う。よつて内閣は鋭意これが実現
に努力せられたい。ここに國會議第
八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

マツチ産業公團制の実施反対に關
する陳情

陳情者 神戸市生田區加納町四
丁目一番地三日月機寸株式會

社外八名提出

右の陳情は

機寸の製造は業者の努力により生産
を増加し、今や需給の均衡を保つべ
き傾向にあるから、統制を強化する
必要なく、マツチ産業の公團制実施
には反対であるとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思う。よつて内閣は鋭意これが
実現に努力せられたい。ここに國會
法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

商工協同組合法の改正に関する陳情

陳情者 東京都港区芝田町一ノ
二森永ビル内 商工協同組

合中央会提出

右の陳情は

政府は、私的独占禁止法の趣旨に基
く商工協同組合法の一部改正案を國
會に提出することであるが、改
正内容如何によつては、中小企業の一
建振興に重大なる影響を及ぼすこと
になるから、右改正に際しては
一、個人業者と同様地位にある小規
模会社の組合加入を認めること
二、相互扶助としての金融事業を共
同施設として認めること、その他に
き考慮されたいとの趣旨であつて参
議院は、願意の大体は妥當なものな
りと思う。よつて内閣は鋭意これが
実現に努力せられたい。ここに國會
法第八十一條により別冊を送付す
る。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

意見書案

機維資材配給統制規則改正に關す
る陳情

陳情者 大阪市東區南本町二丁
目四十番地日本綿糸スフ糸商

同業会 豊島久七提出

右の陳情は

今回の機維資材配給規則による販賣
業者の登録制は同規則第三條のため
に生産者と需要者間の配給ルートが
二本道となり陳情書記載の如き欠陥
を招来するから右第三條の廃止をす
るよつて改正されたいとの趣旨であ
つて参議院は、願意の大体は妥當な
ものなりと思う。よつて内閣は鋭意
これが実現に努力せられたい。ここ
に國會議第八十一條により別冊を送
付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄

内閣總理大臣片山哲殿

商業委員會陳情審査報告書第二
号

一議院の會議に付するを要するも
の。

陳第三百四号 板ガラスの配給

機構及び取扱ひに関する陳情
右の通り審査決定した。よつて報告
する。

昭和二十二年十一月二十五日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平 恒雄殿

商業委員會陳情特別報告第二号

板ガラスの配給機構及び取扱ひに
關する陳情

陳第三百四号 山口市荒高町七

西日本板硝子配給組合連盟委
員長 金子耕作提出

右一件の陳情は内閣に送付するを要
するものと審査決定した。よつて別
紙意見書案を附して報告する。

昭和二十二年十一月二十五日

商業委員長 一松 政二

参議院議長松平 恒雄殿

意見書案

板ガラスの配給機構及び取扱ひに
關する陳情

陳情者 山口市荒高町七西日本
板硝子配給組合連盟委員長

金子耕作提出

右の陳情は

現在施行中の臨時物資配給調整法及
びその関係法令の骨子は、總てが間
に合せ式で旧統制法の蒸返しであ
り、特約販賣店即ち卸商が従來特殊
の因縁情実關係によつて結びつけら
れて小賣業者が不当な取扱ひを受け
ており、最終需要者及び末端配給業

務に関する点で不便且つ不合理な点が多いから、配給制度に対する一般の信用回復のためにも、万全の対策を即時断行されたいとの趣旨であつて参議院は、願意の大体は妥當なものなりと思ふ。よつて内閣は願意これが実現に努力せられたい。ここに国会法第八十一條により別冊を送付する。

昭和二十二年 月 日

参議院議長 松平 恒雄
内閣總理大臣片山省殿

（一松政二君登壇、拍手）

○一松政二君 只今議題となりました請願第二百六十五号外二件及び陳情第二百六十四号外四件につきまして、商業委員会における審議の経過並びに結果につきまして報告いたします。

商業委員会におきましては右請願並びに陳情に關し委員会を開催すること五回でありまして、政府當局から各件につきそれ／＼説明意見を聴取し、慎重に審議したものであります。

先ず請願第二百六十五号は、石綿の輸入促進に關する陳情でありまして、請願者は朝日スレート株式会社事務取締役松澤孝治郎君であります。請願の要旨は、石綿が硫酸肥料製造、耐火煉瓦、屋根材、その他震災復興建築資材の供給、輸出用石綿スレート、石綿製造品等に不可欠な配合剤であるが、現在の手続きは辛うじて数箇月を支える程度に過ぎないから、この新しい化学工業を維持し、我が國産業の機能を減退しないようこれが輸入を配慮されたいとの請願であります。本件に關する商工省當局から、石綿の輸入については關係各物資局の策定に基き、貿易廳に

おいて輸入要請書を作成し、これを總司令部に提出すると共に、申請の理由並びに國內における石綿事情等を説明して、輸入実現について關係各官廳協力の下に、その促進方に努力してゐる。一九四八年度においては二万二千五百二十トンに要請してゐる。總司令部におきましてはこれに理解ある態度を持ち、本物資が日本經濟再建のため相当重要物資であることを認められ、現在米國から石綿隔膜の輸入は二十二年八月一日現在で二万二千九百七十一キロであつて、これを硫酸並びに曹達製造のために配分してゐるが、更に石綿原鉱輸入の実現方をも考へてゐると思はれる。併しながらこの供給地である米國、カナダでも供給が十分でなく、又船腹事情も逼迫してゐるので、我が國の輸入が制約されてゐる。貿易廳としても更に總司令部に對して重ねて石綿の輸入実現方について一層の努力を拂ひその促進方を懇請してゐるとの説明があつたのであります。

第二、請願第二百九十三号は東北証券取引所設置に關する請願でありまして、請願の要旨は、戦後の復興に東北地方が日本經濟に占める地位が飛躍的に重大性を加へつつある。これが開發に要する資金を迅速、豊富に調達するため、東北地方に新しい証券取引所を設置したく、而も政治、經濟、交通の關係から仙台市を最適地と確信するから、これが設置に關し配慮されたいとの請願であります。本件に關しまして大藏省當局から現在我が國では清算取引所は認められていないが、実物取引については取引所設置の必要があると認められる地域にはこれを許可する

方針であつて、すでに數ヶ所に対し設立を許可したとの説明でありました。

第三、請願第四百六十号は中小商工業の振興に關する請願でありまして、請願者は日本商工會議所会頭高橋龍太郎君外八名でありまして、請願の要旨は我が國經濟の健全なる再建を図るためには、その中核をなす中小商工業の振興なくしてはその達成を期し得ないが、終戦以來二箇年有餘を経過して尙その健全な振興を見ない現状に鑑み、全國の中小商工業者が大同團結して次のような決議をしたから、この際國會及び政府において適正妥當な諸施策を急速的確に實現されたいとの請願でありまして、決議の内容は、（一）、生活協同組合法の不当な法制化反對、（二）、商工協同組合法の不当な法制化反對、（三）、公團法の濫用反對、（四）、不當な課税反對、（五）、中小企業金融の拡充強化、（六）、資材資金の割當の機会均等、（七）、中小企業振興對策の急速な樹立實現につき適正な施策を急速に實現されたいとののであります。本件に關する商工省政府委員の説明は次の通りであります。即ち中小商工業は技術、經營を改善してその高度化を図る必要がある。そこで十一月七日に中小企業對策要綱に關する閣議決定がなされたが、それによると、中小企業の審査、診斷を行つて中小企業を指導し、優良企業に對しては資材資金等を割當することとし、又商工省に中小企業總局とでも名付ける一局を創設して、中小企業振興に關する事務を綜合することになつており、目下その手續を進めてゐる。又中小企業に對する金融に關しては、商工中央企業とは別

な強力な金融機關を作ることの研究しており、目下大藏省とも打合せ中であるとの説明があつたのであります。

次に陳情第二百六十四号は、中小商工業の再建に關する陳情でありまして、東京交通協會会長中野金次郎君外一名からの陳情であります。本件に關しましては、只今請願がありましたが第六十五号と殆んど同様でありまして、中小商工業の振興に關する事務を綜合する振興局を創設するということの陳情であります。只今申上げた同一でありますから説明は省略することにいたします。

五、陳情第二百八十九号はマツチ産業公園制の実施反對に關する陳情であります。その要旨はマツチの製造は業者の努力により生産を増加し、今や需給の均衡を保つべき傾向にあるから統制を強化するの必要はなく、マツチ産業の公園制実施には反對であるというのが陳情の要旨であります。商工省當局の説明によりますれば、マツチの配給を円滑確保ならしめるため、その配給機構について研究を續けてゐる。公園制を考慮したこともあつたが、現在においては切符制度を採用する案を練つてゐることとあります。

六、陳情第三百四号は板ガラスの配給機構及び取扱に關する陳情であります。その要旨は現在施行中の臨時物資需給調整法及びその關係法令の骨子はすべてが間に合せ式であり、旧統制法の悉し返してあります。特約販賣店即ち卸商が従來特殊の因縁情実關係によつて結び付けられて、小賣業者が不当な取扱ひを受けており、最終需要者及び末端配給業務に關する点で不便且

つ不合理な点が多いから配給制度に對する一般の信用回復のためにも万全の対策を即時断行されたいというのが陳情の要旨であります。商工省當局の意見によりますと、板ガラスは破損し易い品であつて、輸送、荷扱ひ等に特別の注意を要するので、特約販賣店即ち卸商の存在が必要であるが、一部の卸商のみが配給市場を独占するような行動は独占禁止法にも抵触することになるので、適者生存主義により卸商間の公正な競争が常に行われるように運用しており、又卸商と小賣業者とは配給上正しい意味の自由競争によつて需要者に率仕することができるよう努めてゐることとあります。本件に關しまして、或る委員から板ガラスの破損は卸商の段階で調整する建前になつてゐるのに、實情はこれに反して小賣業者又は最終需要者が破損を負担し、卸商は不當な利益を受ける結果となつており、又一般需要に對しては破損調整として數量の一割が増加割當てられてゐるが、これが闇取引の原因ともなつてゐる。そこで破損調整又は破損率の制度を廢止し、むしろ包裝等に十分注意の方策を講じて、以上の不合理を根絶して明らかな配給制度を樹立すべきであるとの意見が述べられましたのであります。

七、陳情第四百二十八号は商工協同組合法の改正に關する陳情であります。商工協同組合中央会からの陳情であります。その要旨は、政府は私的独占禁止法の趣旨に基づき商工協同組合の一部改正案を國會に提出することであるが、改正内容如何によつて

は中小企業の再建振興に重大な影響を及ぼすことになるから、右改正に際しては、個人業者と同様の地位にある小規模会社の組合加入を認めること。

二、相互扶助としての金融事業を共同施設として認めること。その他につき考慮されたいというのであります。本件に関する商工省府委員の意見を御紹介いたしますと、商工協同組合法を改正するかどうかについては未確定であるが、各個人の力は弱く、その力を強めるために協同組合を組織するのがその目的であるから、すでに法人を組織して力の強められたものが協同組合に加入することは不合理であるように思われるし、又金融事業はその事業の性質上健全性が大切であるので、同一の協同組合で金融事業を兼ねて行くと、協同組合の他の事業の成績如何によつてこの健全性を害することがあり得るから、むしろ金融事業については独立した協同組合を作ることが適当であらうとの意見であります。右に對し委員の一人から、我が國の中小企業の実情に鑑み、個人業者と同様の地位にある小規模の法人の組合加入を認めることは極めて必要であるのみならず、農業協同組合法に課税その他の保護規定がある以上、商工協同組合法においてもこれと取扱いを同一にせねば頗る片手落ちとなる。必ずさうなことのないようになすこと、金融について農業協同組合法に認めておる以上、商工協同組合にもこれを認めよとの強い意見が述べられました。

八、陳情第五百六十一号は纖維資材配給規則改正に関する陳情であります。その要旨は、今回の纖維資材配給規則による販賣業者の登録制は、同規則第三條のために、生産者と需要者の間の配給ルートが二本建てとなり、種の欠陥を招来するから、右三條を廃止するよう改正されたいというのであります。本件に関する商工省當局の意見は、衣料のごとき生活必需品については生産者から直接購入する制度は採られていないが、生産資材はその需要者が事業者及び商業者であつて、自由競争をさせる必要があるもので、生産者から直接購入することもできるといふ二本建ての制度を採用した。併しこの制度には勿論弊害もあるもので、実施の実情を見た上、混乱が著しいようでもあれば再検討を要するのであらうとのことであります。

以上各請願及び陳情に關し、その要旨、政府の答弁意見及び委員の意見のうち主なものを御披露いたしましたのであります。各委員からあらゆる角度から質疑がなされ、熱心に審査が行われた次第であります。各件ごとに質疑が終りましてから討論に入り、のち採決に入つたのであります。各件いづれも妥協な請願及び陳情であつて、これを採決して政府に送付すべきであるとの意見が委員から述べられました。この意見に基づいて採決に入り、これを議院の會議に付し、意見書を附して内閣に送付することを要することに決定した次第であります。以上御報告申上げる次第であります。(拍手)

○議長(松平恒雄君) 別に御発言もなければこれより採決をいたします。これらの請願及び陳情は委員長報告通り採決し、内閣に送付することに賛成の諸君の起立を請います。

〔起立者多数〕

○議長(松平恒雄君) 過半数と認めます。よつてこれらの請願及び陳情は委員長報告の通り採決し、内閣に送付することに決定せられました。これにて本日の議事日程は全部了いたしました。次会の議事日程は決定次第公報を以て御通知いたします。本日はこれにて散會いたします。

午前十一時五十一分散會

出席者は左の通り。

議員

議長 松平 恒雄君
副議長 松本 治一郎君
出席者は左の通り。
板野 勝次君 中野 電治君
細川 嘉六君 阿竹 實次郎君
廣瀬 兵衛君 國井 淳一郎君
藤田 芳雄君 千田 正君
羽仁 五郎君 岩間 正男君
星野 芳樹君 九鬼 紋十郎君
玉置 吉之丞君 小林 米三郎君
堀越 儀郎君 高瀬 莊太郎君
山下 義信君 宿谷 榮一君
岡本 愛祐君 島村 軍次君
安部 定君 高田 寛君
島津 忠彦君 小野 哲君
鈴木 直人君 山崎 恒君
青山 正一君 楠見 義男君
帆足 計君 藤井 丙午君
三好 始君 加賀 操君
服部 教一君 來馬 琢道君
松村 眞一郎君 姫井 伊介君
伊藤 保平君 小宮 山常吉君
寺尾 博君 飯田 精太郎君
小杉 伊子君 川上 嘉市君
藤野 繁雄君 米倉 龍也君

赤木 正雄君 尾崎 行雄君
柏木 庫治君 岡部 常君
岩男 仁藏君 穂積 眞六郎君
奥 むめお君 早川 眞二君
三島 通陽君 北條 秀一君
矢野 西雄君 河井 彌八君
下條 康廣君 佐佐 弘雄君
竹下 豐次君 駒井 壽平君
木下 辰雄君 高橋 龍太郎君
佐藤 尙武君 山本 勇造君
野田 俊作君 田中 耕太郎君
梅原 眞隆君 村上 義一君
カニエ 邦彦君 千葉 信君
大野 幸一君 内村 清次君
中平 常太郎君 木村 暢八郎君
清水 武夫君 下條 恭兵君
山田 節男君 堀 眞琴君
阪下 松治郎君 河崎 ナツ君
金子 洋文君 藤井 新一君
岡村 文四郎君 大山 安君
木下 源吾君 山内 卓郎君
井上 上つあ君 石川 準吉君
渡多野 鼎君 羽生 三七君
岩本 月洲君 河野 正夫君
新谷 寅三郎君 島 清君
島田 千壽君 吉川 末次郎君
太田 敏兄君 結城 安次君
和田 博雄君 松井 道夫君
渡邊 基吉君 伊藤 修君
若木 勝藏君 植竹 春彦君
油井 賢太郎君 岡田 喜久治君
小畑 哲夫君 鈴木 順一君
平野 善治郎君 入交 太蔵君
安達 良助君 小杉 繁安君
高橋 啓君 小林 勝馬君
高川 タマエ君 木内 キヤウ君
高良 とみ君 原口 忠次郎君
深川 榮左エ門君 星 一君

三木 治朗君 大島 農夫雄君
伊東 隆治君 村尾 重雄君
岩崎 正三郎君 齋 武雄君
岩本 哲夫君 佐々木 龍藏君
岡田 宗司君 小泉 秀吉君
林屋 龍次郎君 中井 光次君
木内 四郎君 櫻内 辰郎君
北村 一男君 加藤 常太郎君
西川 昌夫君 川村 松助君
淺岡 信夫君 堀 末治君
荒井 八郎君 西川 甚五郎君
鈴木 安孝君 中山 壽彦君
黒田 英雄君 草葉 隆圓君
石坂 豊一君 柴田 政次君
大野 秀次郎君 板谷 順助君
今泉 政喜君 松野 喜内君
黒川 武雄君 玉屋 喜章君
松嶋 喜作君 一松 政二君
大隅 憲二君 深水 六郎君
平岡 市三君 尾形 六郎兵衛君
國 伊能君 中川 幸平君
重宗 雄三君 西山 亀七君
大隈 信幸君 池田 七郎兵衛君
左藤 義隆君 水久 保基作君
國務大臣 鈴木 義男君
司法大臣 鈴木 義男君
内務事務官 林 敏三君
大蔵事務官 小坂 善太郎君
司法事務官 奥野 健一君
民事局長

定價 一部 一四四十錢

發行所 東京都新宿区市谷本村町
電話 九段五三一 印刷局
振替東京一九〇〇〇〇〇〇〇〇